

日医総研ワーキングペーパー

特定健診・特定保健指導に関する調査

2007 年 9 月～2007 年 10 月実施

2007 年 12 月～2008 年 1 月実施

No.159

2008 年 3 月 11 日

日本医師会総合政策研究機構

土橋 邦夫

特定健診・特定保健指導に関する調査

日本医師会総合政策研究機構 土橋 邦夫

キーワード

- ◆特定健診
- ◆特定保健指導
- ◆医療保険者
- ◆市町村国保
- ◆組合健保
- ◆被保険者
- ◆被扶養者
- ◆電子化

ポイント

◆郡市区医師会との間で協議を行っている都道府県医師会は、一部の郡市区と行っている場合を含めると、市町村国保との特定健診・特定保健指導に関して 73.9%、健保等との特定健診・特定保健指導に関して 28.2%であった。

◆特定健診・特定保健指導の実施について、市町村国保と協議を行っている都道府県医師会は、一部の国保と行っている場合を含めて52.2%であった。一方、健保等と協議を行っている都道府県医師会は 28.3%であった。

◆特定健診・特定保健指導の実施について、医師会内で検討を行っている郡市区医師会は、市町村国保に関して 68.6%であり、健保等に関して 33.6%であった。

◆特定健診・特定保健指導の実施について、市町村国保と協議を行っている郡市区医師会は 51.8%であり、健保等と協議を行っている都道府県医師会は 5.9%であった。

◆医師会内においても、対医療保険者においても、健保等に関する特定健診・特定保健指導の取組みが進んでいないことが、調査によってわかった。

◆電子データ化に対応できない医療機関等への対応について、都道府県医師会の 22.2%、郡市区医師会の 31.4%が「未定」との回答であり、平成 20 年 4 月の実施開始までに間に合わない可能性が高いことが示唆された。

◆今回の調査において指摘されたことを踏まえると、「特定健診の健診項目」「各種検診との同時実施」「特定健診・特定保健指導実施機関の質の担保」「特定保健指導に従事する人員」「電子化への対応」などが特定健診・特定保健指導を実施するにあたり主な課題になると考えられる。

目次

1 はじめに.....	3
2 都道府県医師会調査結果	4
(1)「平成 20 年度特定健診・特定保健指導への取組状況の調査」調査結果	4
(2)「特定健診の電子データ化への対応調査」調査結果	13
3 郡市区医師会調査結果	15
(1)「平成 20 年度特定健診・特定保健指導への取組状況の調査」調査結果	15
(2)「特定健診の電子データ化への対応調査」調査結果	22
4 まとめ	25
5. 調査票及び付属資料.....	27

1 はじめに

調査目的

平成 20 年度から特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられることになる。新たな健診・保健指導への制度変更に伴う課題も多いと考えられる中で、国民の利益を第一に考えた制度とするためには、医師会が中心となって地域のシステムを構築していく必要がある。

そこで、都道府県医師会と郡市区医師会における特定健診・特定保健指導への準備状況を把握し、その上で実施に向けての課題を明確にするため、本調査を行った。

また、実施機関は特定健診・特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、医療保険者へ提出することが義務付けられていることから、都道府県医師会と郡市区医師会における電子データ化への対応状況を把握するため、追加調査を行った。

調査方法

全国の都道府県医師会と郡市区医師会(大学医師会は除く)に調査票を郵送した。また、回収については、都道府県医師会が郡市区医師会の調査票を集約して返送するという形式をとった。

なお、今回の調査は、日本医師会地域医療第 3 課が調査の企画・作成・発送業務を担当し、日医総研が調査票の集計・分析業務を担当した。

回答状況

平成 20 年度特定健診・特定保健指導への準備状況等の調査

(2007 年 8 月 31 日発送、2007 年 9 月～2007 年 10 月実施)

都道府県医師会：46 医師会より回答

郡市区医師会：766 医師会より回答

特定健診の電子データ化への対応調査

(2007 年 11 月 22 日発送、2007 年 12 月～2008 年 1 月実施)

都道府県医師会：45 医師会より回答

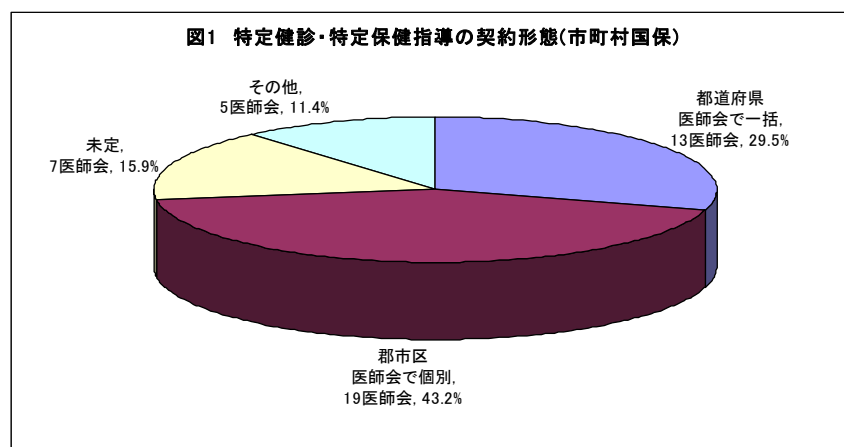
郡市区医師会：709 医師会より回答

2 都道府県医師会調査結果

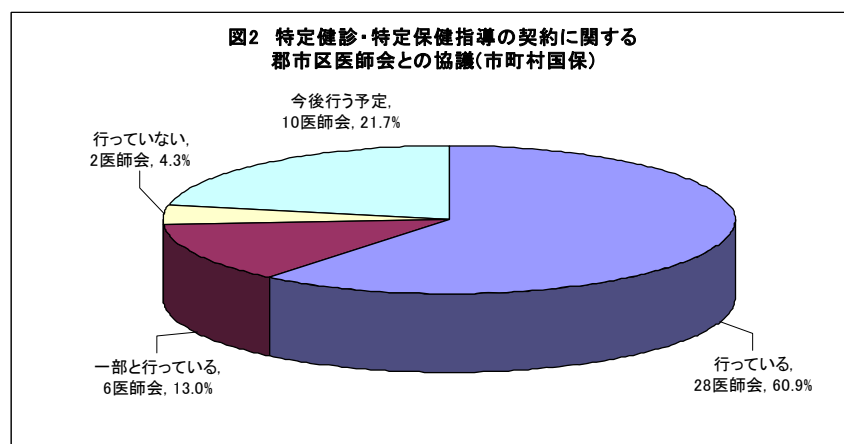
(1)「平成20年度特定健診・特定保健指導への取組状況の調査」調査結果

1)市町村国保における特定健診・特定保健指導

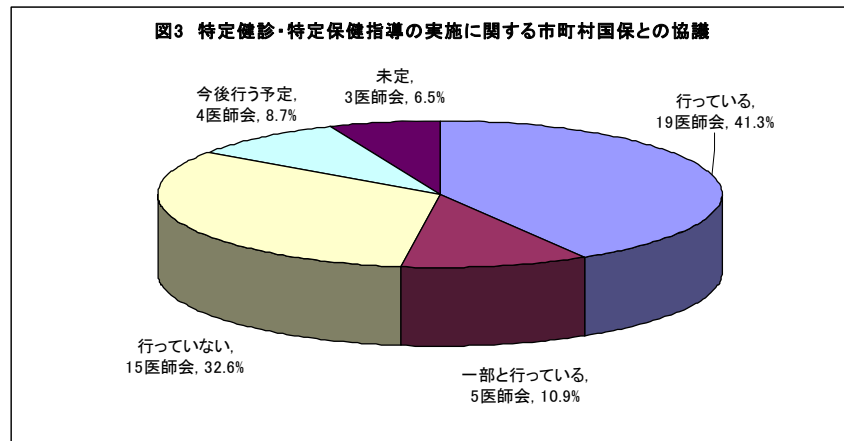
市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、「郡市区医師会で個々に行う予定」が43.2%であり、「都道府県医師会で一括して行う予定」が29.5%であった。「その他」の中には、「医師会や国保連合会等で構成される健診保健指導支援機構」や都道府県医師会での一括契約と郡市区医師会での個別契約を地域ごとに組み合わせて行うといった回答も含まれていた（図1）。



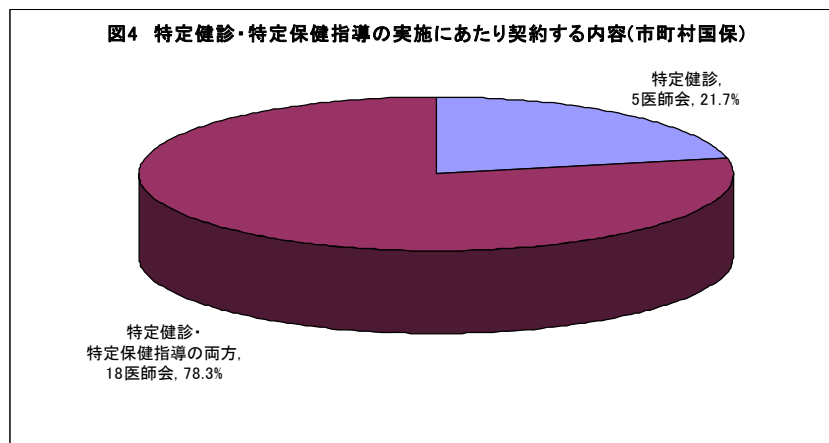
市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、郡市区医師会との協議を行っている都道府県医師会の割合は60.9%であり、一部の郡市区医師会と協議を行っているとの回答と合わせると73.9%であった（図2）。



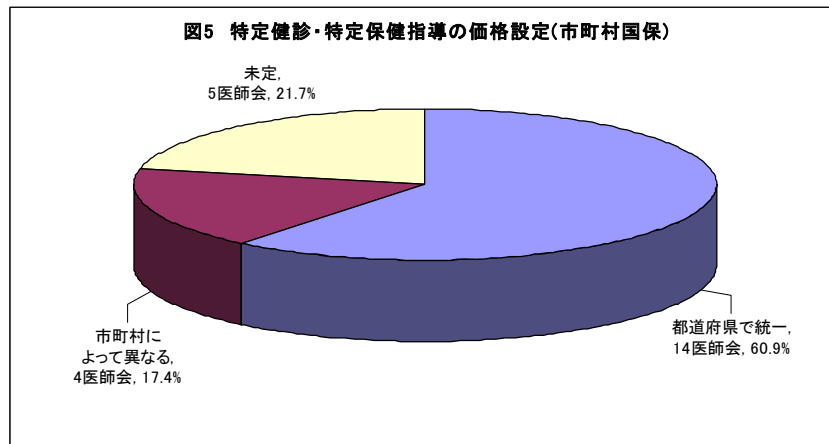
特定健診・特定保健指導の実施について、市町村国保と協議を行っている都道府県医師会の割合は 41.3%であり、一部と協議を行っている場合と合わせると 52.2%であった。なお、協議を行っていない割合が 32.6%と高くなっているが、これは「郡市区医師会が市町村国保と個別契約を行う予定」と回答した都道府県医師会の多くが選択しているからである（図 3）。



特定健診・特定保健指導の実施について、「市町村国保と協議を行っている」もしくは「一部の市町村国保と協議を行っている」と回答した医師会における市町村国保との契約内容は、「特定健診と特定保健指導の両方」が 78.3%、「特定健診のみ」が 21.7%であった（図 4）。



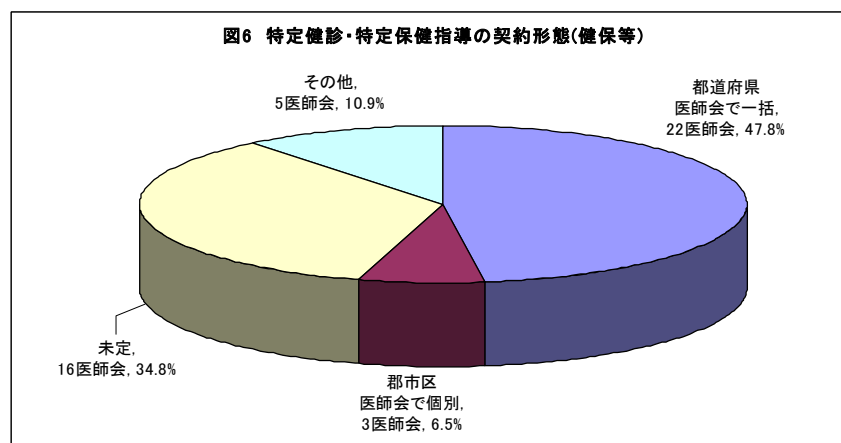
市町村国保と契約する際の特定健診・特定保健指導の価格設定について、「都道府県で統一する予定」が 60.9%、「市町村によって異なる予定」が 17.4%となった。また、21.7%と 2 割以上が未定であった（図 5）。



2) 健保等における特定健診・特定保健指導

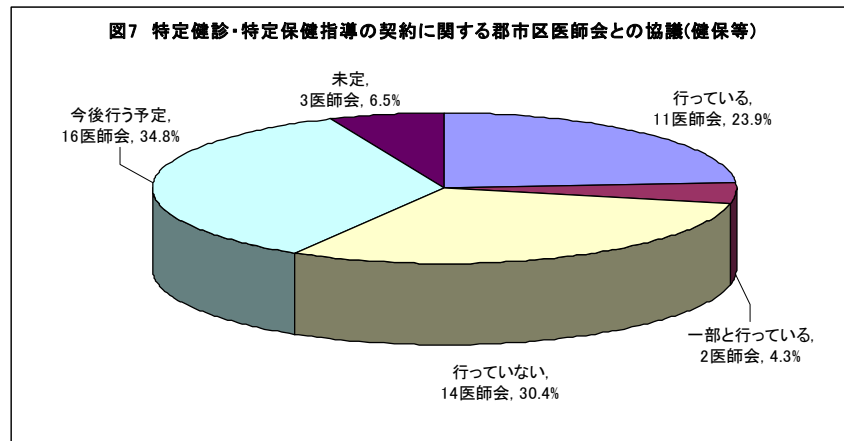
健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導の契約について、「都道府県医師会で一括して行う予定」が 47.8%であり、「郡市区医師会が個々に行う予定」が 6.5%であった。また、34.8%と 3 割以上が未定であった。

市町村国保の場合と比較すると、健保等との特定健診・特定保健指導の契約では「都道府県医師会での一括契約」を検討している割合が高く、「郡市区医師会での個別契約」を検討している割合は低かった（図 6）。



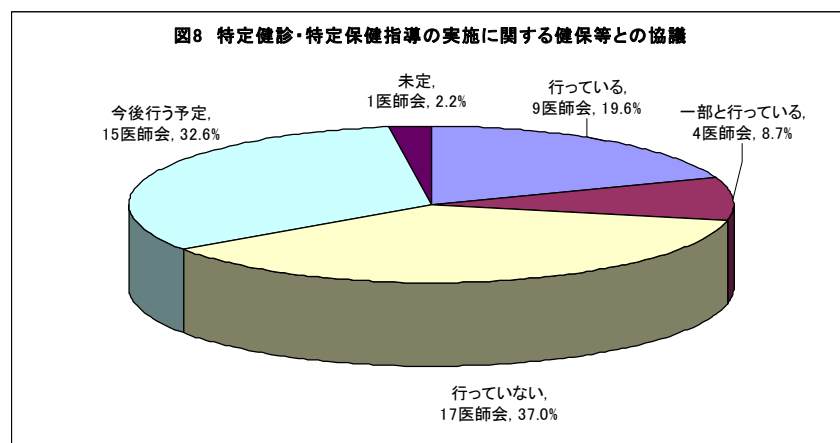
健保等との特定健診・特定保健指導の契約について郡市区医師会との協議を行っている都道府県医師会の割合は 23.9%であり、一部の郡市区医師会と協議を行っているという回答と合わせると 28.2%であった。

また、協議を行っていない医師会と今後行う予定の医師会の割合は共に 3 割以上であり、市町村国保の場合と比べて取組みは遅れている（図 7）。

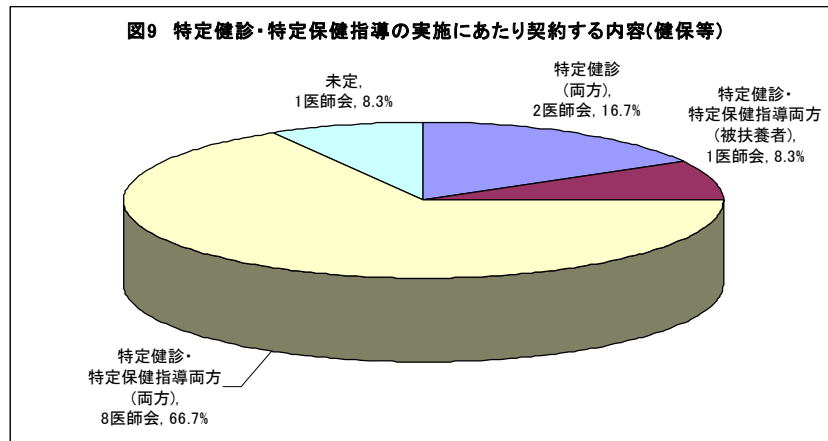


特定健診・特定保健指導の実施について、健保等と協議を行っている都道府県医師会の割合は 19.6%であり、一部と協議を行っているという回答と合わせると 28.3%であった。

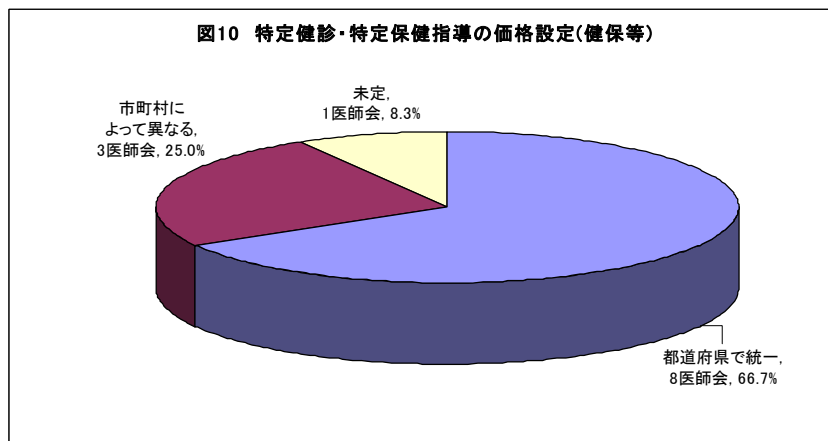
また、「協議を行っていない」と「今後行う予定」はそれぞれ 37.0%、32.6%と共に 3 割以上であり、市町村国保の場合と比べて取組みは遅れていることがわかった(図 8)。



特定健診・特定保健指導の実施について、「健保等と協議を行っている」もしくは「一部の健保等と協議を行っている」と回答した医師会における健保等との契約内容は、「被保険者と被扶養者への特定健診・特定保健指導」が 66.7%、「被保険者と被扶養者への特定健診」が 16.7%、「被扶養者への特定健診・特定保健指導」が 8.3%であった（図 9）。

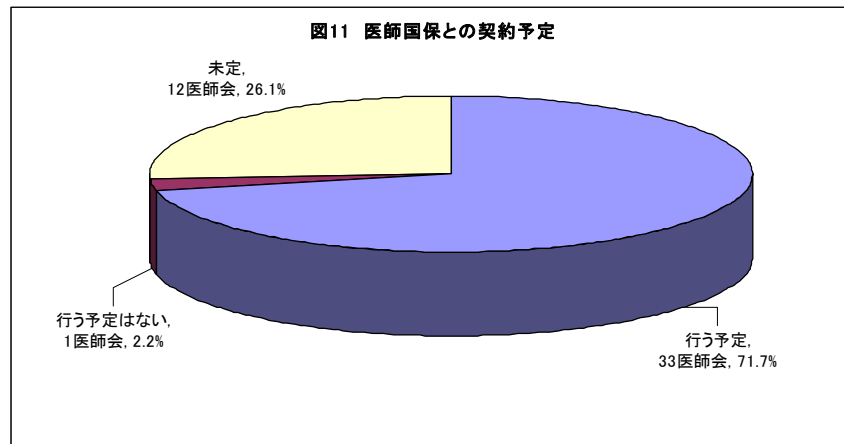


健保等との特定健診・特定保健指導の価格設定について、「都道府県で統一する予定」が 66.7%、「市町村によって異なる予定」が 25.0%となった（図 10）。

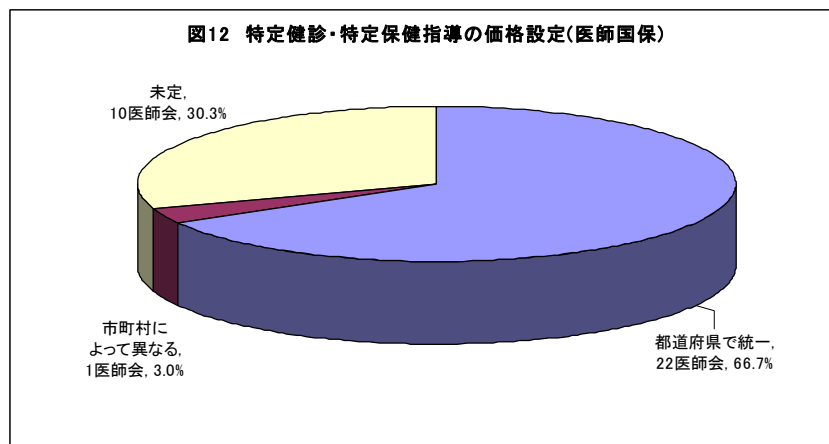


3) 医師国保における特定健診・特定保健指導

医師国保との特定健診・特定保健指導の契約について、71.7%と7割以上の都道府県医師会は契約を行う予定であった。一方、26.1%は未定であった（図11）。

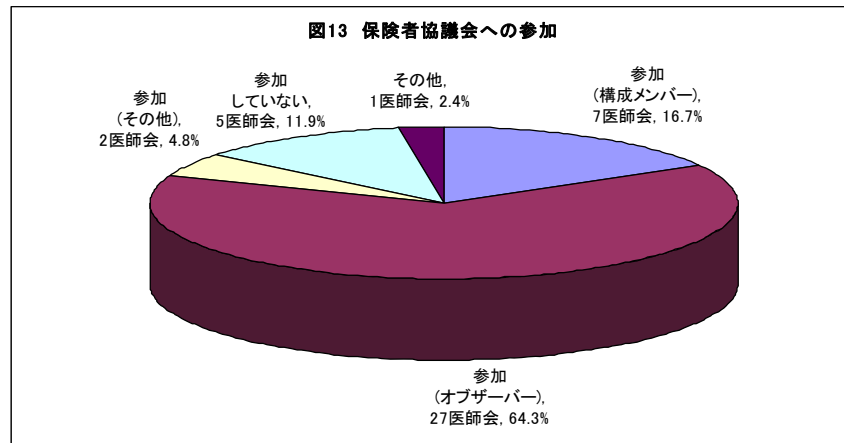


医師国保との特定健診・特定保健指導の価格設定について、「都道府県で統一する予定」が66.7%であった。また、30.3%と3割以上は未定であった（図12）。

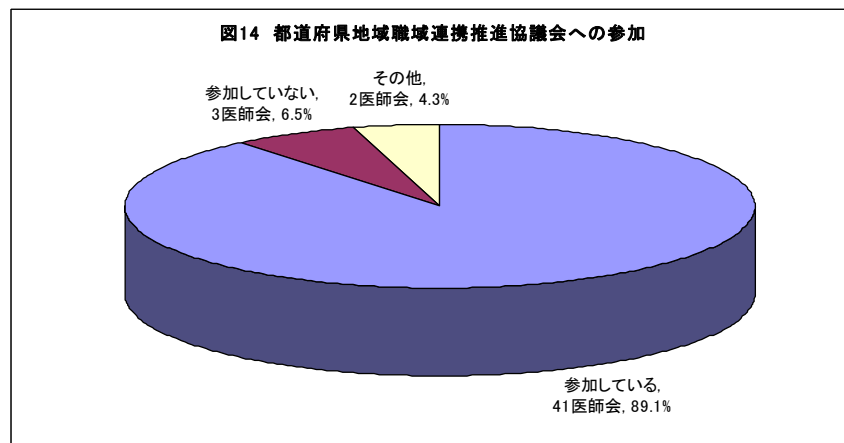


4) その他

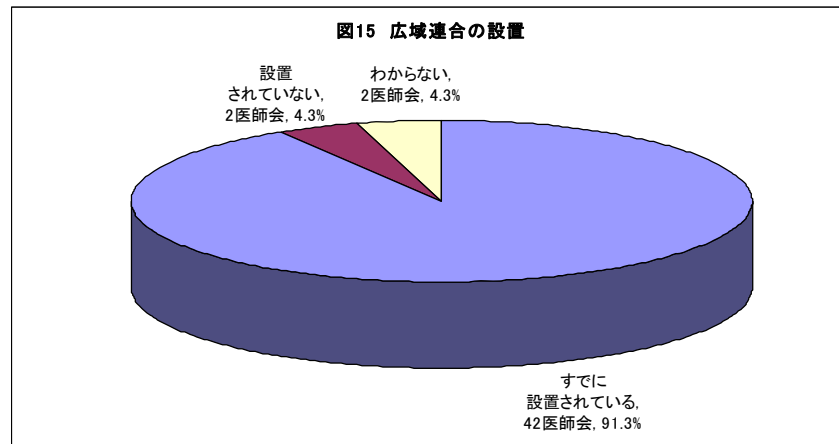
各都道府県に設立されている保険者協議会への参加について、合計すると 85.8%の都道府県医師会は何らかの形で参加していた。また、参加していない割合は 11.9%であった（図 13）。



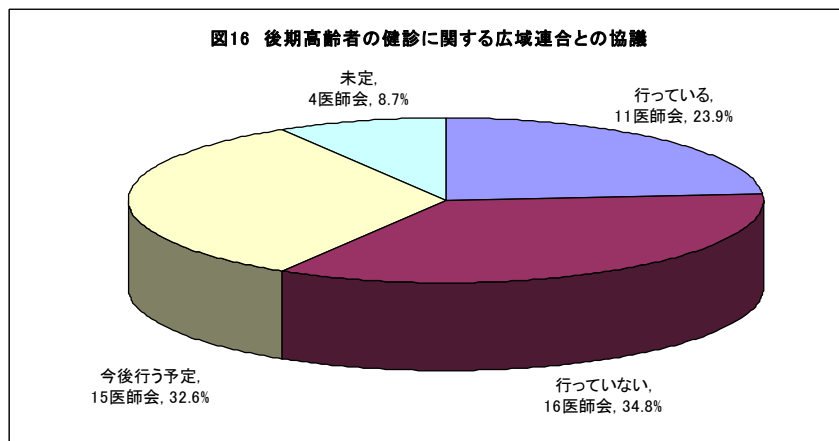
都道府県地域職域連携推進協議会への参加について、89.1%と約 9 割の都道府県医師会は参加していた。また、参加していない割合は 6.5%であった（図 14）。



後期高齢者の健診の実施において、努力義務が課されている広域連合の設置に関しては、91.3%と9割以上の都道府県医師会では「すでに設置されている」との回答であった（図15）。

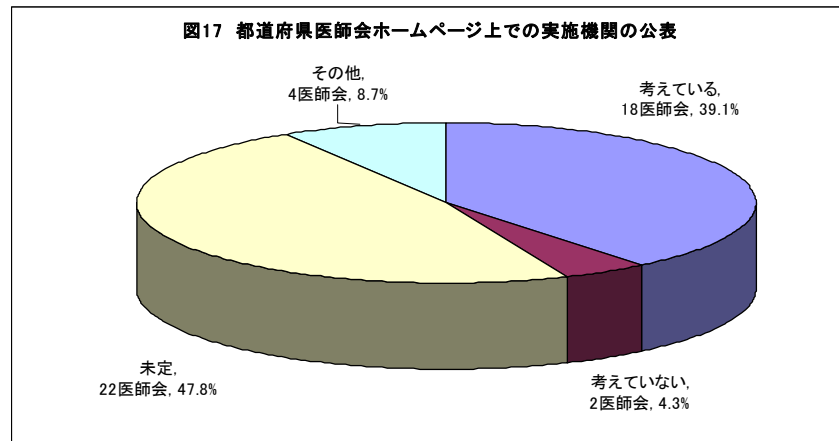


広域連合との間での後期高齢者に対する健診の協議について、「今後行う予定」が32.6%、「行っている」が23.9%となり、合計すると過半数を超えていた。一方、「行っていない」は34.8%となり約3分の1を占めた（図16）。



平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関を都道府県医師会のホームページ上で公表することについて、39.1%の都道府県医師会では公表を考えていた。一方、47.8%と約半数は未定であった。

その他の回答の中には、「県が作成する予定」や「国立保健医療科学院のデータベースを利用する」等があった（図 17）。



(2)「特定健診の電子データ化への対応調査」調査結果

用語の定義

●ケースA

地域医師会や都道府県医師会が主体となって代行入力業務を行い、且つ、外部の事業者と委託契約を行わないケース(ソフト・PC・人が準備できるケース)

●ケースB

地域医師会や都道府県医師会が主体となって代行入力業務を行うが、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)が利用できる範囲で事業者と委託契約を結ぶケース(PC・人が準備できるケース)

●ケースC

地域医師会や都道府県医師会が主体となって取りまとめを行い、代行入力業務を含むASP事業者と委託契約を結ぶケース(ソフト・PC・人は準備できないが、外部との通信が利用できるケース)

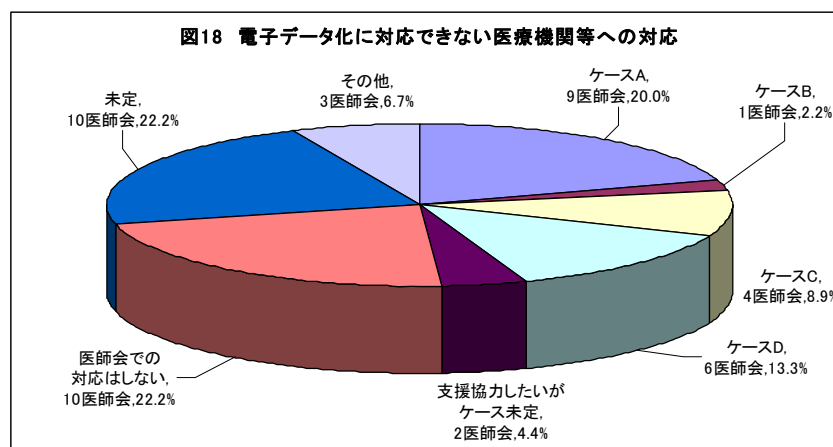
●ケースD

地域医師会や都道府県医師会が主体となって取りまとめを行うが、ASPを利用しない環境で代行入力業務を事業者と委託契約を結ぶケース(ソフト・PC・人と外部との通信が準備・利用できないケース)

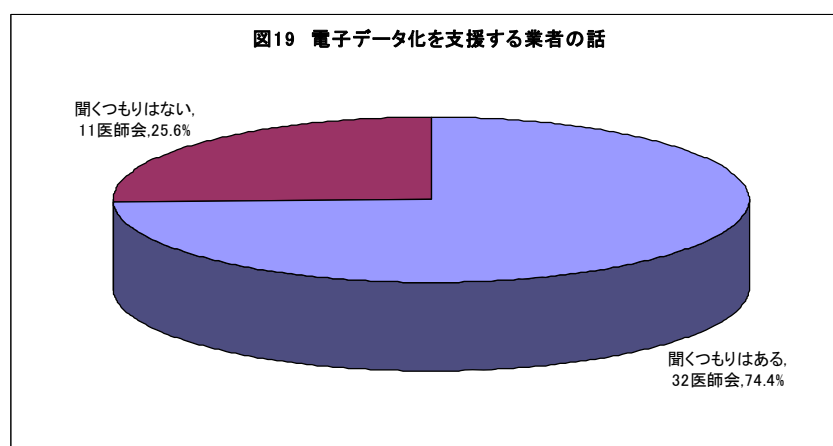
電子データ化に対応できない医療機関への対応としては、「未定」が 22.2%、「支援協力したいがケースは未定」が 4.4%であり、合わせると約 4 分の 1 の都道府県医師会では対応が未定であった。

また、「医師会での対応はしない」という回答は 22.2%であり、対応が決まっている中では「ケース A」が 20.0%、「ケース D」が 13.3%と多かった。

実施主体としては、医師会、医師会共同利用施設、医師協同組合、NPO 法人などが想定されていた。また、ソフトについては、既存ソフトの更新、厚労省のソフトの導入、医師会検査センターでの開発などが想定されていた（図 18）。



電子データ化を支援する業者の話について、「聞くつもりはある」が 74.4%、「聞くつもりはない」が 25.6%であった（図 19）。

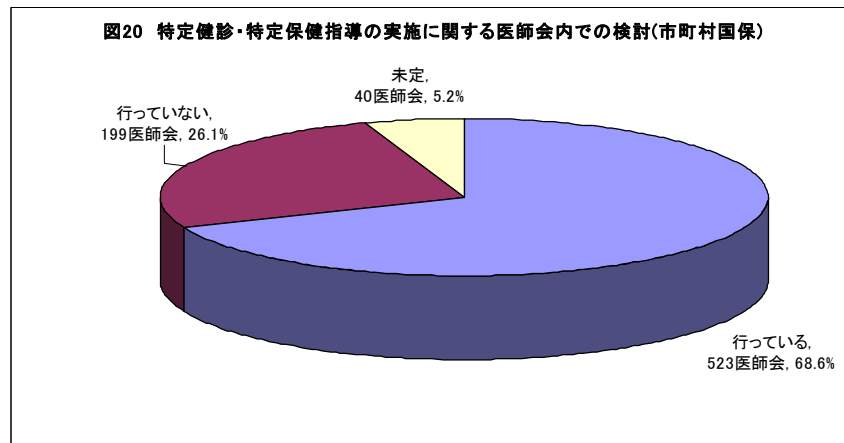


3 郡市区医師会調査結果

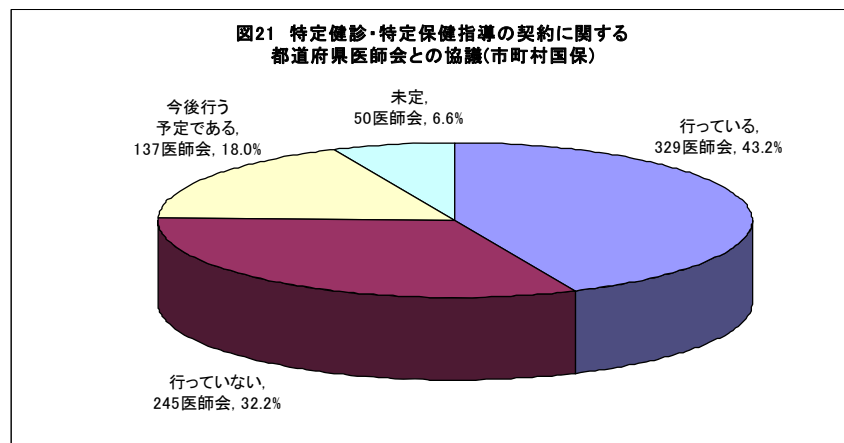
(1)「平成20年度特定健診・特定保健指導への取組状況の調査」調査結果

1)市町村国保における特定健診・特定保健指導

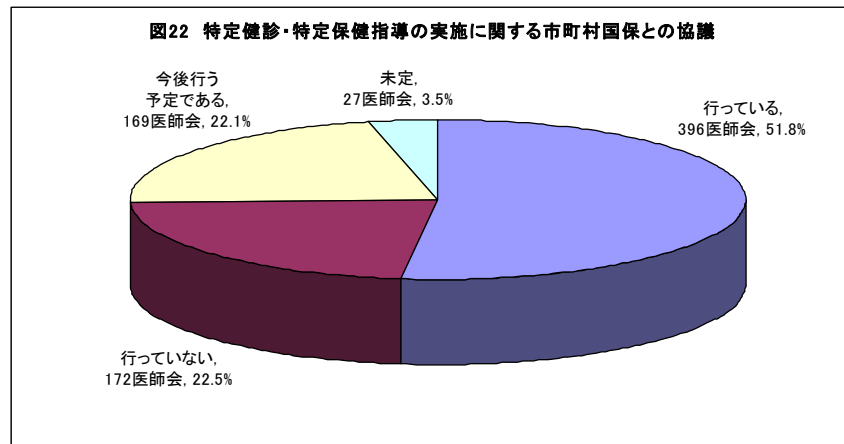
市町村国保との特定健診・特定保健指導の実施について、68.6%と約7割の郡市区医師会は医師会内で検討を行っていた。一方、検討を行っていない割合は26.1%であった(図20)。



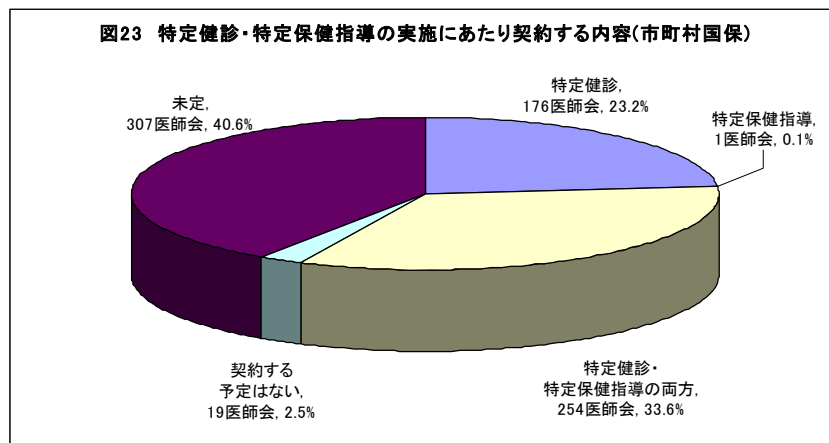
市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、43.2%の郡市区医師会は都道府県医師会と協議を行っており、18.0%の「今後行う予定」と合わせると6割を超えた。一方、32.2%と3割超の郡市区医師会は協議を行っていなかった(図21)。



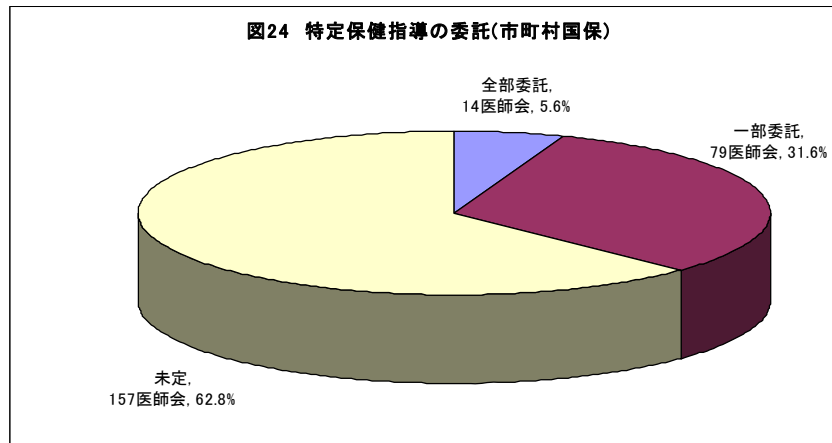
特定健診・特定保健指導の実施について、51.8%と過半数の郡市区医師会は市町村国保と協議を行っており、22.1%の「今後行う予定」と合わせると 7 割を超える。一方、郡市区医師会の 22.5%は協議を行っていなかった（図 22）。



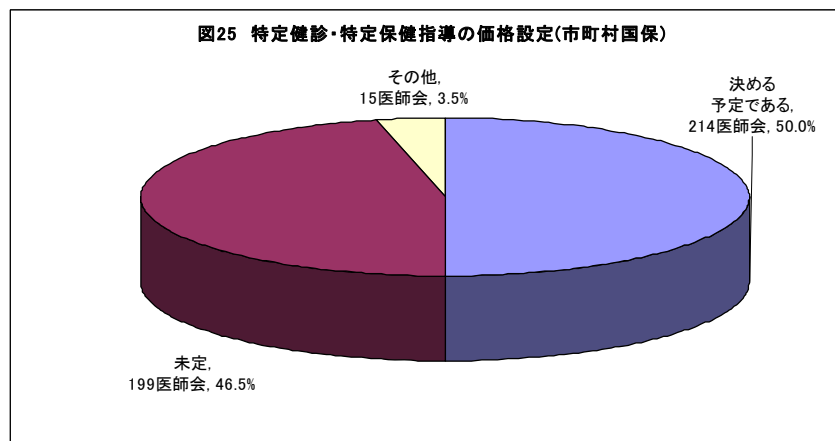
特定健診・特定保健指導の実施にあたり市町村国保と契約する内容について、郡市区医師会の 33.6%が「特定健診と特定保健指導の両方」を、23.2%が「特定健診のみ」を考えていた。一方、40.6%の郡市区医師会は未定であった（図 23）。



市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、「特定保健指導のみを実施する予定」もしくは「特定健診・特定保健指導の両方を実施する予定」と回答した医師会における特定保健指導の委託形態は、一部委託が31.6%、全部委託が5.6%であった。一方、62.8%の郡市区医師会は未定であった（図24）。

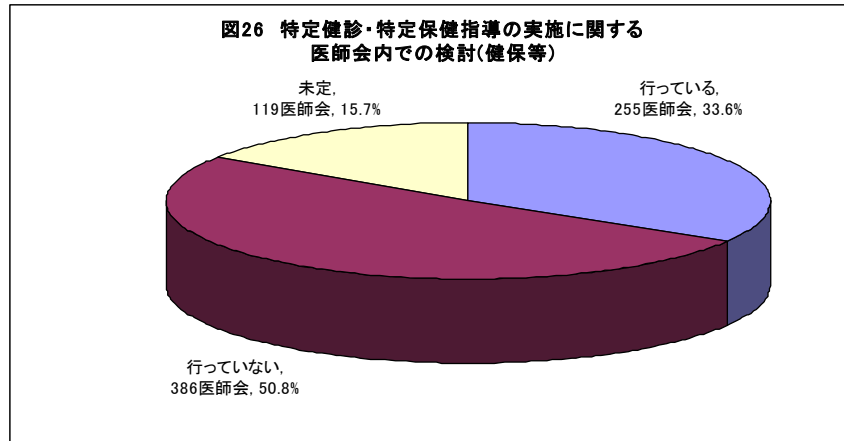


市町村国保と契約する際の特定健診・特定保健指導の価格設定について、50.0%と半数の郡市区医師会は決める予定であった。一方、46.5%の郡市区医師会は未定であった（図25）。

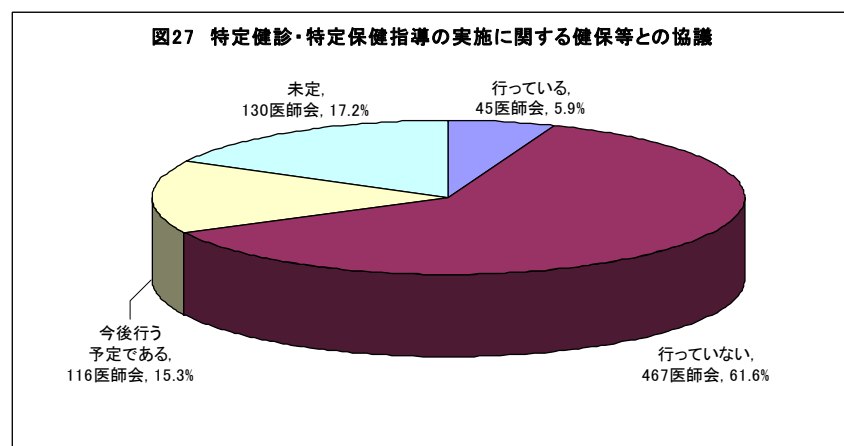


2) 健保等における特定健診・特定保健指導

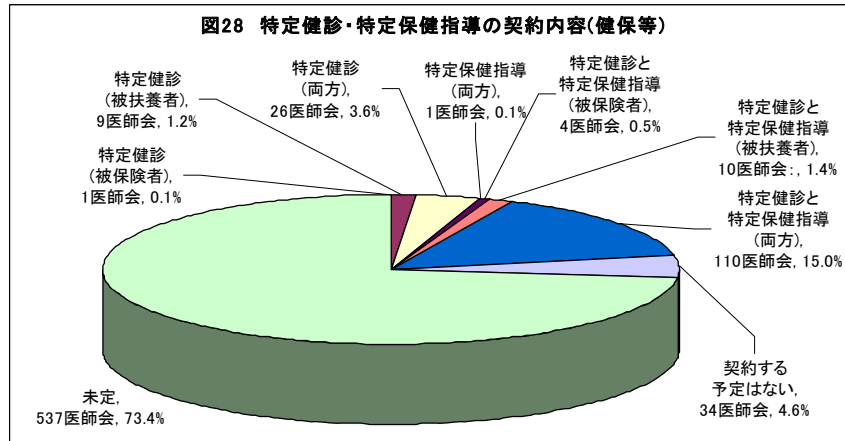
健保等との特定健診・特定保健指導の実施について、33.6%の郡市区医師会は医師会内で検討を行っていた。一方、50.8%と過半数の医師会では検討を行っておらず、市町村国保の場合と比べて取り組みは遅れていることがわかった（図 26）。



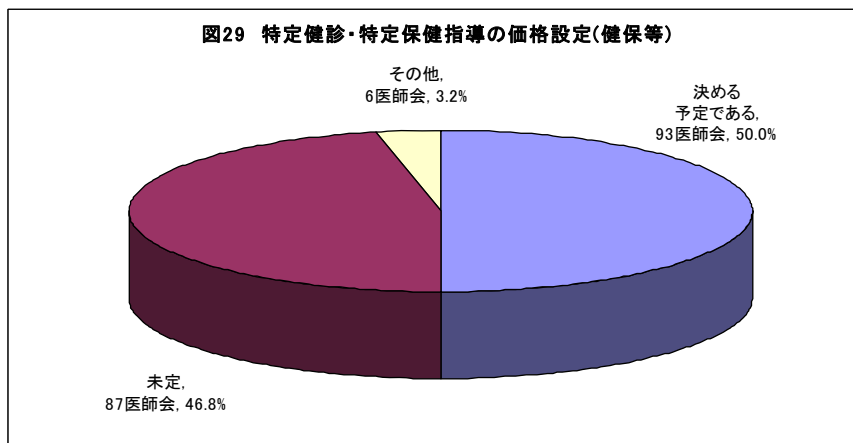
特定健診・特定保健指導の実施について、5.9%の郡市区医師会は健保等と協議を行っており、15.3%の「今後行う予定」と合わせると2割を超えた。一方、郡市区医師会の61.6%は協議を行っておらず、市町村国保の場合と比べて取り組みは遅れていることがわかった（図 27）。



健保等との特定健診・特定保健指導の契約内容について、「被保険者と被扶養者への特定健診・特定保健指導」が 15.0%となり、契約内容が決まっている回答の中では最多であった。しかし、73.4%と約 4 分の 3 の郡市区医師会は未定であった（図 28）。

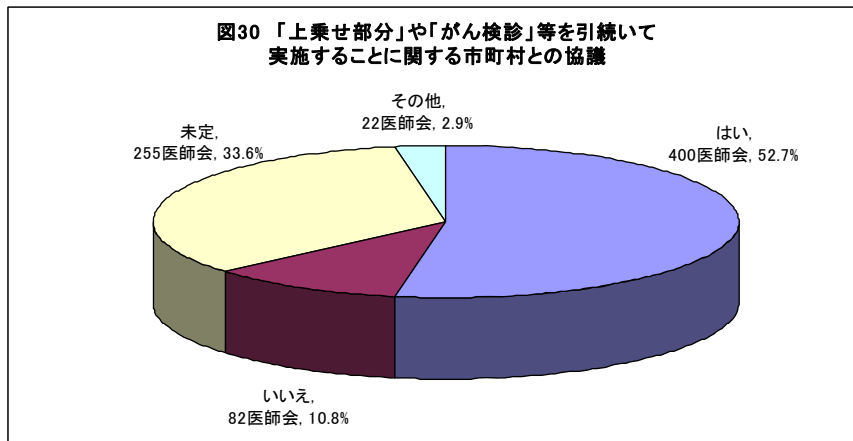


健保等との特定健診・特定保健指導の契約内容が決まっている医師会の価格設定について、50.0%と半数の郡市区医師会では決める予定であった。一方、46.8%の郡市区医師会は未定であった（図 29）。

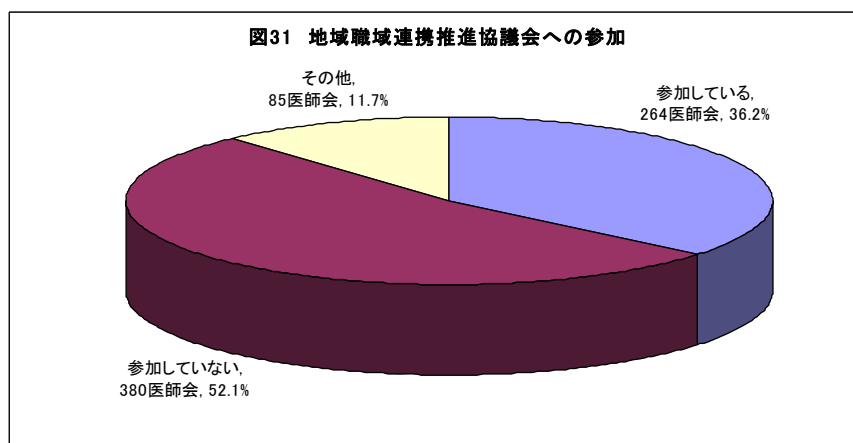


3) その他

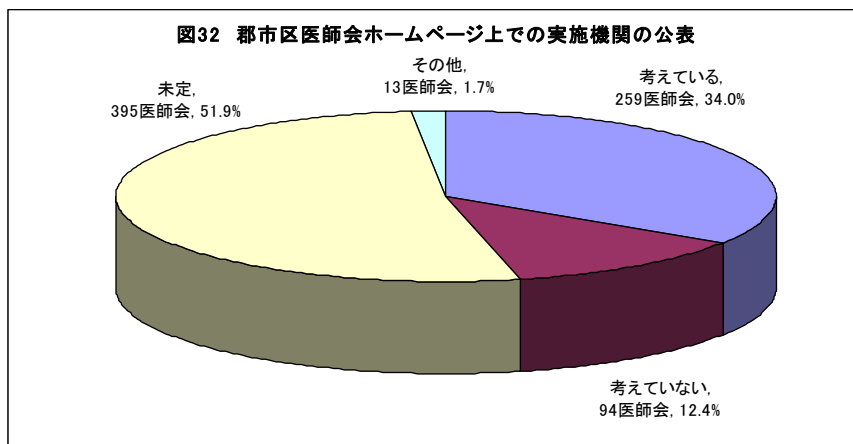
平成 20 年度以降の特定健診以外での「老人保健法に基づく基本健康診査の上乗せ部分」と「がん検診」について、52.7%と過半数の郡市区医師会は従来通りの方法で引き続き実施する方向で市町村と協議していた。また、33.6%と約 3 分の 1 の郡市区医師会は未定であった（図 30）。



地域職域連携推進協議会には、36.2%の郡市区医師会が参加していた。一方で 52.1%と過半数の医師会は参加しておらず、「その他」の内容としては「協議会のことを知らない」や「協議会が存在しない」が多数であった（図 31）。



平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関を郡市区医師会のホームページ上で公表することについて、34.0%と約 3 分の 1 の医師会は公表することを考えていた。また、12.4%は公表することを考えておらず、51.9%と過半数の郡市区医師会は未定であった（図 32）。



(2)「特定健診の電子データ化への対応調査」調査結果

用語の定義

●ケースA

地域医師会や都道府県医師会が主体となって代行入力業務を行い、且つ、外部の事業者と委託契約を行わないケース(ソフト・PC・人が準備できるケース)

●ケースB

地域医師会や都道府県医師会が主体となって代行入力業務を行うが、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)が利用できる範囲で事業者と委託契約を結ぶケース(PC・人が準備できるケース)

●ケースC

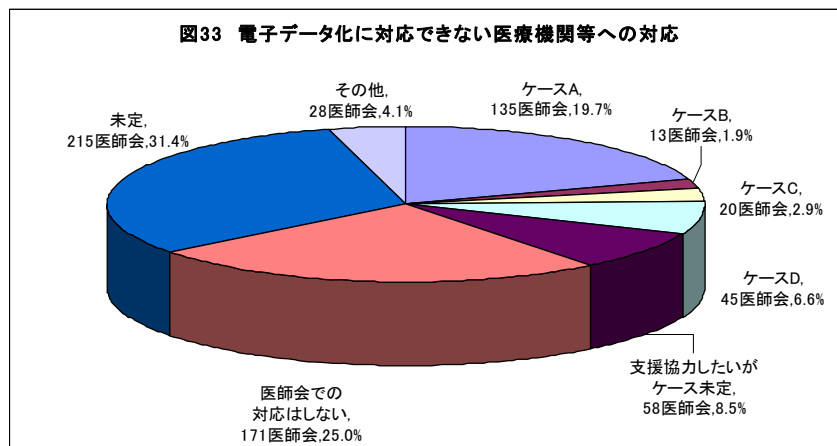
地域医師会や都道府県医師会が主体となって取りまとめを行い、代行入力業務を含むASP 事業者と委託契約を結ぶケース(ソフト・PC・人は準備できないが、外部との通信が利用できるケース)

●ケースD

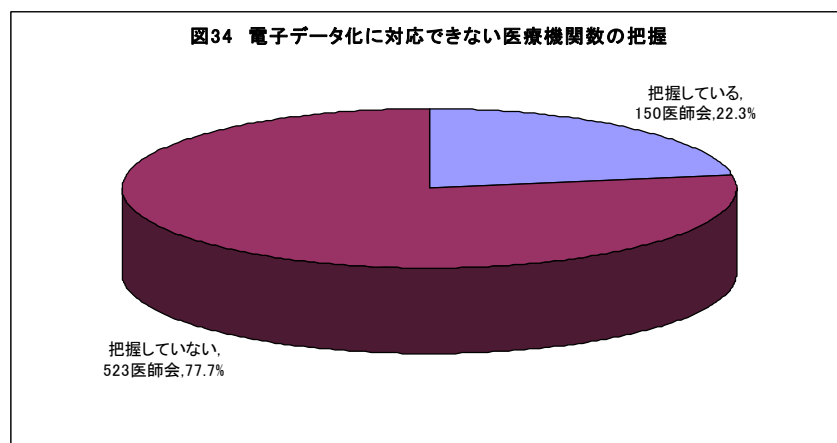
地域医師会や都道府県医師会が主体となって取りまとめを行うが、ASP を利用しない環境で代行入力業務を事業者と委託契約を結ぶケース(ソフト・PC・人と外部との通信が準備・利用できないケース)

電子データ化に対応できない医療機関等への対応としては、「未定」が 31.4%、「支援協力したいがケースは未定」が 8.5%であり、合わせると約 4 割の郡市区医師会では対応が未定であった。また、「医師会での対応はしない」という回答は 25.0%であり、対応が決まっている中では「ケース A」が 19.7%と多数を占めた。

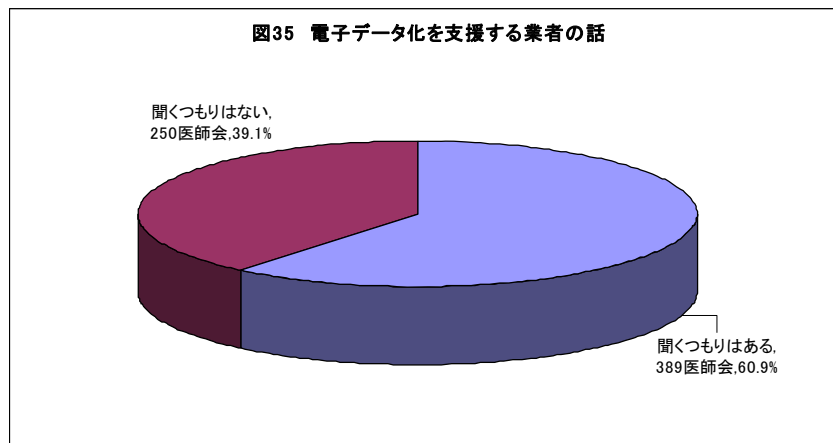
実施主体としては、医師会、医師会共同利用施設、民間の検査センターなどが想定されていた。また、ソフトについては、既存ソフトの更新、日本医師会(日医総研)や厚生省のソフトの新規導入などが想定されていた(図 33)。



電子データ化に対応できない医療機関数の把握については、「把握している」が 22.3%、「把握していない」が 77.7%となり、多くの郡市区医師会で実態を把握できていないことがわかった(図 34)。



電子データ化を支援する業者の話について、「聞くつもりはある」が 60.9%、「聞くつもりはない」が 39.1%であった（図 35）。



4 まとめ

今回の調査において指摘された点を踏まえて、特定健診・特定保健指導における主な課題としては、以下に挙げる事項が考えられる。

特定健診の健診項目

これまでの健診の目的が「個別疾患の早期発見・早期治療」であったのに対して、特定健診の目的は特定保健指導における「内臓脂肪型肥満に着目した早期介入の行動変容」のための対象者の抽出へと変わり、老人保健法に基づいた従来の基本健診における健診項目の見直しが行われた。

特定健診における必須項目の実施だけでは地域保健としての住民サービスの低下につながるような場合には、従来の住民健診と整合性のある形で同等のサービスを提供できるように特定健診以外の上乘せ健診が各市町村において行われることが望まれる。

また、市町村や保険者の財政負担が増加することのしわ寄せが国民に及ばないためにも、地域間や保険者間での格差が生じないように注視していかなければならない。

各種検診との同時実施

市町村国保での特定健診における対象者は国保の被保険者となり、地域住民を対象とする健康増進法に基づいた検診や介護保険の被保険者を対象とする生活機能評価とは対象者や所管が異なる。

対象者が何度も足を運ぶような不便のないように、各部署が連携して市町村における各種検診との同時実施が行われることが望まれる。

特定健診・特定保健指導実施機関の質の担保

特定健診・特定保健指導の制度へは、民間事業者などの実施機関の新規参入が想定される。生活習慣病対策を行い、国民生活の質の低下を防ぐという当初の目的が果たされるためにも、費用削減のみに目を向けるのではなく、特定健診・特定保健指導の質は担保されなければならない。

そこで、特定健診・特定保健指導の質を中立的な立場から評価する機関の設置などによって実施機関の質を担保する仕組みを作ることが今後重要となってくる。

特定保健指導に従事する人員

特定保健指導において、動機付け支援・積極的支援ともに 20 分以上の初回面接が必要となっているが、一般の医療機関の医師にとって面接を行うことは他の患者への診療に大きな影響を与えると予想される。

被用者保険の被扶養者の特定保健指導について、市町村国保では対応できないという声が上がっている現状では、地域の医療機関の協力がなければ、特定保健指導において大きな効果をあげることは困難であると考えられる。

そこで、医療機関において医師と看護師の役割分担を図り、多くの医療機関の協力を促すためにも、施行後 5 年間に限られている「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」の要件については、医療機関に配置されている看護師の活用を促進できるよう取り進めることが必要である。

電子化への対応

特定健診・特定保健指導では、多数の関係者の間で複雑な情報のやり取りが行われる。そのため、独自の仕様でデータを送付するのではなく、標準的なデータファイルの仕様が定められることになった。

特定健診・特定保健指導実施機関は、委託基準を満たすためには特定健診・特定保健指導の結果を標準的なデータファイル仕様に基づいて作成・送付しなければならず、それに対応するシステムの導入が必要となった。

厚労省が提供すると考えられていたフリーソフトの存在が明らかになっていない状況の中で本調査は実施されたものであるが、都道府県医師会の 22.2%、郡市区医師会の 31.4%が電子化に対応できない医療機関への対応は「未定」と回答しており、平成 20 年 4 月の実施開始までに電子化への取組みが間に合わない可能性が大いに考えられる。

平成 19 年度に実施した本調査の結果、現在実施されている市町村を主体とした健康診査から特定健診への移行には課題が多いことが明らかになった。

平成 20 年度以降に地域医師会が特定健診・特定保健指導の契約に関わっていく場合の参考資料として、本調査がその一助となれば幸いである。

5. 調査票及び付属資料

平成 20 年度特定健診・特定保健指導への取組状況の調査

都道府県医師会調査票 P28

都道府県医師会調査結果 P33

郡市区医師会調査票 P51

郡市区医師会調査結果 P55

特定健診の電子データ化への対応調査

都道府県医師会調査票 P70

都道府県医師会調査結果 P71

郡市区医師会調査票 P73

郡市区医師会調査結果 P74

都道府県医師会名： _____ 医師会

記入者名： _____ 役職： _____

連絡先電話番号： _____

《問い合わせ先》

日本医師会地域医療第3課

電話番号:03-3942-8181

FAX 番号:03-3946-2684

Mail:c3@po.med.or.jp

平成 20 年度特定健診・特定保健指導への準備状況等の調査

《調査項目:該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください》

1. 市町村国保との特定健診・特定保健指導に関して

問 1 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約は、どこで行う予定ですか

- i 都道府県医師会として一括で行う予定
- ii 郡市区医師会として個々に行う予定
- iii 未定
- iv その他(_____)

問 2 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、郡市区医師会との間で協議を行っていますか ※協議のレベルは問いません

- i 行っている
- ii 一部の郡市区医師会と協議を行っている
- iii 行っていない
- iv 今後、行う予定である
- v 未定

問 3 特定健診・特定保健指導の実施について市町村国保と協議を行っていますか

- i 行っている
- ii 一部の市町村国保と協議を行っている
- iii 行っていない (問 6 へ)
- iv 今後、行う予定である (問 6 へ)
- v 未定 (問 6 へ)

問 4 特定健診・特定保健指導の実施にあたり契約する内容について

- i 特定健診
- ii 特定保健指導
- iii 特定健診・特定保健指導の両方
- iv 未定（問 6 へ）

問 5 特定健診・特定保健指導の価格設定について

- i 都道府県で統一にする予定

※ 特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください

→健診： 円

→保健指導： 動機付け支援 円、 積極的支援 円

- ii 市町村によって異なる予定
- iii 未定
- iv その他（ ）

2. 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導に関して

※健保等は都道府県ごとに保険者協議会において代表保険者が決められ、契約主体となることが想定されています。

問 6 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導の契約は、どこで行う予定ですか

- i 都道府県医師会として一括で行う予定
- ii 郡市区医師会として個々に行う予定
- iii 未定
- iv その他（ ）

問 7 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導の実施について、郡市区医師会との間で協議を行っていますか ※協議のレベルは問いません

- i 行っている
- ii 一部の郡市区医師会と協議を行っている
- iii 行っていない
- iv 今後、行う予定である
- v 未定

問 8 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と契約について協議を行っていますか

- i 行っている
- ii 一部の健保等と協議を行っている
- iii 行っていない (問 11 へ)
- iv 今後、行う予定である (問 11 へ)
- v 未定 (問 11 へ)

問 9 特定健診・特定保健指導の実施にあたり契約する内容について

- i 特定健診 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
- ii 特定保健指導 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
- iii 特定健診・特定保健指導の両方 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
- iv 未定 (問 11 へ)

問 10 特定健診・特定保健指導の価格設定について

- i 都道府県で統一にする予定
※ 特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください
→健診: 円
→保健指導: 動機付け支援 円、積極的支援 円
- ii 市町村によって異なる予定
- iii 未定
- iv その他()

3. 医師国保との特定健診・特定保健指導の契約に関して

問 11 医師国保との契約を行う予定はありますか

- i 行う予定
- ii 行う予定はない (問 13 へ)
- iii 未定 (問 13 へ)

問 12 特定健診・特定保健指導の価格設定について

i 都道府県で統一にする予定

※ 特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください

→健診: 円

→保健指導: 動機付け支援 円、積極的支援 円

ii 市町村によって異なる予定

iii 未定

iv その他()

4. その他

問 13 すでに各都道府県に設立されている保険者協議会に参加していますか

i 参加している ※参加されている場合、どのような立場で参加されていますか

→ a 構成メンバー b オブザーバー c その他()

ii 参加していない ※参加していない理由をご記入ください

()

iii その他()

問 14 都道府県地域職域連携推進協議会に参加していますか

i 参加している

ii 参加していない ※参加していない理由をご記入ください

()

iii その他()

問 15 広域連合の設置について ※後期高齢者に対する健診の実施について、努力義務が課せられています

i すでに設置されている ii 設置されていない iii わからない

問 16 広域連合との間で後期高齢者に対する特定健診について協議を行っていますか

i 行っている ii 行っていない iii 今後、行う予定である iv 未定

問 17 平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関について都道府県医師会のホームページで公表することを考えていますか

i 考えている ii 考えていない iii 未定 iv その他()

問 18 市町村国保との特定健診・特定保健指導への取り組みで現在課題となっていることについて ※任意記入

問 19 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導への取り組みで現在課題となっていることについて ※任意記入

問 20 その他について、特定健診・特定保健指導への取り組みで、たとえば民間企業の参入等、現在課題となっていることについて ※任意記入

ご協力ありがとうございました

問1 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約はどこで行う予定ですか

	都道府県 医師会一括	郡市区 医師会個別	未定	その他
北海道	-	-	○	-
青森県	-	-	○	-
岩手県	-	○	-	-
宮城県	-	-	○	-
秋田県	-	-	-	○
山形県	-	-	○	-
福島県	-	○	-	-
茨城県	○	-	-	-
栃木県	-	-	○	-
群馬県	-	○	-	-
千葉県	-	-	-	○
東京都	-	○	-	-
神奈川県	-	○	-	-
新潟県	-	-	-	○
富山県	-	-	-	○
石川県	-	○	-	-
福井県	○	-	-	-
山梨県	○	-	-	-
長野県	○	-	-	-
岐阜県	-	○	-	-
静岡県	-	○	-	-
愛知県	-	-	-	○
三重県	-	-	○	-
滋賀県	○	-	-	-
大阪府	○	-	-	-
兵庫県	-	○	-	-
奈良県	○	-	-	-
和歌山県	-	○	-	-
鳥取県	-	○	-	-
島根県	○	-	-	-
岡山県	-	○	-	-
広島県	○	-	-	-
山口県	○	-	-	-
徳島県	○	-	-	-
香川県	-	○	-	-
愛媛県	○	-	-	-
高知県	○	-	-	-
佐賀県	-	○	-	-
長崎県	-	○	-	-
熊本県	-	-	○	-
大分県	-	○	-	-
宮崎県	-	○	-	-
鹿児島県	-	○	-	-
沖縄県	-	○	-	-
全国計	13	19	7	5
構成比	29.5%	43.2%	15.9%	11.4%

問 2 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について郡市区医師会との間で協議を行っていますか

	行 っ て い る	一部と行っている	行っていない	今後行う予定
北海道	○	-	-	-
青森県	-	-	○	-
岩手県	-	○	-	-
宮城県	-	-	-	○
秋田県	-	-	-	○
山形県	-	○	-	-
福島県	-	-	-	○
茨城県	-	-	-	○
栃木県	○	-	-	-
群馬県	○	-	-	-
千葉県	○	-	-	-
東京都	○	-	-	-
神奈川県	○	-	-	-
新潟県	○	-	-	-
富山県	-	-	○	-
石川県	○	-	-	-
福井県	-	○	-	-
山梨県	-	-	-	○
長野県	○	-	-	-
岐阜県	-	○	-	-
静岡県	○	-	-	-
愛知県	○	-	-	-
三重県	○	-	-	-
滋賀県	○	-	-	-
京都府	-	○	-	-
大阪府	○	-	-	-
兵庫県	-	-	-	○
奈良県	○	-	-	-
和歌山県	○	-	-	-
鳥取県	○	-	-	-
島根県	-	-	-	○
岡山県	○	-	-	-
広島県	-	-	-	○
山口県	○	-	-	-
徳島県	○	-	-	-
香川県	○	-	-	-
愛媛県	-	○	-	-
高知県	○	-	-	-
福岡県	○	-	-	-
佐賀県	-	-	-	○
長崎県	○	-	-	-
熊本県	○	-	-	-
大分県	-	-	-	○
宮崎県	○	-	-	-
鹿児島県	○	-	-	-
沖縄県	○	-	-	-
全国計	28	6	2	10
構成比	60.9%	13.0%	4.3%	21.7%

問3 特定健診・特定保健指導の実施について市町村国保と協議を行っていますか

	行 っ て い る	一部と行っている	行っていない	今後行う予定	未 定
北海道	-	-	-	-	○
青森県	-	-	○	-	-
岩手県	-	-	○	-	-
宮城県	-	-	-	○	-
秋田県	-	○	-	-	-
山形県	-	-	○	-	-
福島県	-	-	○	-	-
茨城県	○	-	-	-	-
栃木県	-	-	○	-	-
群馬県	○	-	-	-	-
千葉県	○	-	-	-	-
東京都	-	○	-	-	-
神奈川県	○	-	-	-	-
新潟県	○	-	-	-	-
富山県	○	-	-	-	-
石川県	-	○	-	-	-
福井県	○	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	○	-
長野県	○	-	-	-	-
岐阜県	-	○	-	-	-
静岡県	-	-	○	-	-
愛知県	○	-	-	-	-
三重県	○	-	-	-	-
滋賀県	○	-	-	-	-
京都府	-	○	-	-	-
大阪府	○	-	-	-	-
兵庫県	-	-	○	-	-
奈良県	-	-	-	○	-
和歌山県	-	-	○	-	-
鳥取県	-	-	○	-	-
島根県	-	-	-	-	○
岡山県	○	-	-	-	-
広島県	○	-	-	-	-
山口県	○	-	-	-	-
徳島県	○	-	-	-	-
香川県	-	-	○	-	-
愛媛県	○	-	-	-	-
高知県	○	-	-	-	-
福岡県	-	-	○	-	-
佐賀県	-	-	-	○	-
長崎県	-	-	○	-	-
熊本県	-	-	○	-	-
大分県	-	-	○	-	-
宮崎県	-	-	-	-	○
鹿児島県	-	-	○	-	-
沖縄県	○	-	-	-	-
全国計	19	5	15	4	3
構成比	41.3%	10.9%	32.6%	8.7%	6.5%

問 4 特定健診・特定保健指導の実施にあたり契約する内容について

	特 定 健 診	特定健診・特定 保健指導の両方
秋 田 県	-	○
茨 城 県	-	○
群 馬 県	-	○
千 葉 県	-	○
神 奈 川 県	-	○
新 潟 県	-	○
富 山 県	-	○
石 川 県	-	○
福 井 県	○	-
長 野 県	-	○
岐 阜 県	○	-
愛 知 県	-	○
三 重 県	-	○
滋 賀 県	-	○
京 都 府	-	○
大 阪 府	-	○
岡 山 県	○	-
広 島 県	-	○
山 口 県	○	-
徳 島 県	-	○
愛 媛 県	-	○
高 知 県	○	-
沖 縄 県	-	○
全 国 計	5	18
構 成 比	21.7%	78.3%

問 5 特定健診・特定保健指導の価格設定について

	都道府県で統一	市 町 村 に よって異なる	未 定
秋 田 県	○	-	-
茨 城 県	-	-	○
群 馬 県	○	-	-
千 葉 県	-	○	-
東 京 都	-	○	-
神 奈 川 県	-	-	○
新 潟 県	-	-	○
富 山 県	○	-	-
石 川 県	-	-	○
福 井 県	-	-	○
長 野 県	○	-	-
岐 阜 県	-	○	-
愛 知 県	○	-	-
三 重 県	○	-	-
滋 賀 県	○	-	-
京 都 府	○	-	-
大 阪 府	○	-	-
岡 山 県	○	-	-
広 島 県	○	-	-
山 口 県	-	○	-
徳 島 県	○	-	-
高 知 県	○	-	-
沖 縄 県	○	-	-
全 国 計	14	4	5
構 成 比	60.9%	17.4%	21.7%

価格設定について記載のあったもの

価格設定:市町村国保(円)		
特 定 健 診	特定保健指導 (動機付け支援)	特定保健指導 (積極的支援)
8,400		
8,280(8,694)		
7,000～8,000		
9,362		

問 6 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導の契約はどこで行う予定ですか

	都 道 府 県 医 師 会 で 一 括	郡 市 区 医 師 会 で 個 別	未 定	そ の 他
北 海 道	-	-	○	-
青 森 県	-	-	○	-
岩 手 県	-	○	-	-
宮 城 県	-	-	○	-
秋 田 県	○	-	-	-
山 形 県	-	-	○	-
福 島 県	○	-	-	-
茨 城 県	○	-	-	-
栃 木 県	-	-	○	-
群 馬 県	-	-	○	-
千 葉 県	-	-	-	○
東 京 都	-	-	○	-
神 奈 川 県	○	-	-	-
新 潟 県	-	-	-	○
富 山 県	-	-	-	○
石 川 県	-	-	○	-
福 井 県	○	-	-	-
山 梨 県	○	-	-	-
長 野 県	○	-	-	-
岐 阜 県	-	-	○	-
静 岡 県	-	-	-	○
愛 知 県	-	-	-	○
三 重 県	○	-	-	-
滋 賀 県	○	-	-	-
京 都 府	-	-	○	-
大 阪 府	○	-	-	-
兵 庫 県	-	-	○	-
奈 良 県	○	-	-	-
和 歌 山 県	-	-	○	-
鳥 取 県	○	-	-	-
島 根 県	○	-	-	-
岡 山 県	○	-	-	-
広 島 県	○	-	-	-
山 口 県	○	-	-	-
徳 島 県	-	-	○	-
香 川 県	-	○	-	-
愛 媛 県	○	-	-	-
高 知 県	○	-	-	-
福 岡 県	○	-	-	-
佐 賀 県	○	-	-	-
長 崎 県	○	-	-	-
熊 本 県	-	-	○	-
大 分 県	-	-	○	-
宮 崎 県	○	-	-	-
鹿 児 島 県	-	-	○	-
沖 縄 県	-	○	-	-
全 国 計	22	3	16	5
構 成 比	47.8%	6.5%	34.8%	10.9%

問7 健保等との特定健診・特定保健指導の実施について郡市区医師会との間で協議を行っていますか

	行 っ て い る	一部と行っている	行っていない	今後行う予定	未 定
北海道	-	-	-	○	-
青森県	-	-	○	-	-
岩手県	-	-	○	-	-
宮城県	○	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	○	-
山形県	-	○	-	-	-
福島県	-	-	-	○	-
茨城県	-	-	-	○	-
栃木県	-	-	○	-	-
群馬県	-	-	○	-	-
千葉県	-	-	○	-	-
東京都	-	-	-	-	○
神奈川県	○	-	-	-	-
新潟県	○	-	-	-	-
富山県	-	-	○	-	-
石川県	-	-	-	-	○
福井県	-	-	-	○	-
山梨県	-	-	-	○	-
長野県	○	-	-	-	-
岐阜県	-	○	-	-	-
静岡県	○	-	-	-	-
愛知県	○	-	-	-	-
三重県	○	-	-	-	-
滋賀県	○	-	-	-	-
京都府	-	-	○	-	-
大阪府	-	-	○	-	-
兵庫県	-	-	-	○	-
奈良県	-	-	-	○	-
和歌山県	-	-	-	○	-
鳥取県	-	-	-	○	-
島根県	-	-	○	-	-
岡山県	-	-	-	○	-
広島県	-	-	-	○	-
山口県	○	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	○
香川県	-	-	○	-	-
愛媛県	-	-	○	-	-
高知県	-	-	-	○	-
福岡県	-	-	○	-	-
佐賀県	-	-	-	○	-
長崎県	○	-	-	-	-
熊本県	-	-	○	-	-
大分県	-	-	-	○	-
宮崎県	-	-	-	○	-
鹿児島県	-	-	○	-	-
沖縄県	○	-	-	-	-
全国計	11	2	14	16	3
構成比	23.9%	4.3%	30.4%	34.8%	6.5%

問 8 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と契約について協議を行っていますか

	行 っ て い る	一部と行っている	行 っ て い ない	今 後 行 う 予 定	未 定
北海道	-	-	-	○	-
青森県	-	-	○	-	-
岩手県	-	-	○	-	-
宮城県	-	-	○	-	-
秋田県	-	-	-	○	-
山形県	-	-	○	-	-
福島県	○	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	○	-
栃木県	-	-	○	-	-
群馬県	-	-	○	-	-
千葉県	-	-	○	-	-
東京都	-	○	-	-	-
神奈川県	○	-	-	-	-
新潟県	-	○	-	-	-
富山県	○	-	-	-	-
石川県	-	-	-	○	-
福井県	-	-	-	○	-
山梨県	-	-	-	○	-
長野県	○	-	-	-	-
岐阜県	-	○	-	-	-
静岡県	-	-	○	-	-
愛知県	○	-	-	-	-
三重県	-	-	-	○	-
滋賀県	-	-	-	○	-
京都府	-	-	○	-	-
大阪府	○	-	-	-	-
兵庫県	-	-	-	○	-
奈良県	-	-	-	○	-
和歌山県	-	-	○	-	-
鳥取県	-	-	○	-	-
島根県	-	-	○	-	-
岡山県	○	-	-	-	-
広島県	○	-	-	-	-
山口県	○	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	○
香川県	-	-	○	-	-
愛媛県	-	○	-	-	-
高知県	-	-	○	-	-
福岡県	-	-	-	○	-
佐賀県	-	-	○	-	-
長崎県	-	-	-	○	-
熊本県	-	-	○	-	-
大分県	-	-	-	○	-
宮崎県	-	-	-	○	-
鹿児島県	-	-	○	-	-
沖縄県	-	-	-	○	-
全国計	9	4	17	15	1
構成比	19.6%	8.7%	37.0%	32.6%	2.2%

問 9 特定健診・特定保健指導の実施にあたり契約する内容について(健保等)

	特 定 健 診 (両 方)	特定健診・特定 保健指導両方 (被 扶 養 者)	特定健診・特定 保健指導両方 (両 方)	未 定
福 島 県	-	-	○	-
東 京 都	-	-	-	○
神 奈 川 県	-	-	○	-
新 潟 県	-	-	○	-
富 山 県	-	-	○	-
長 野 県	-	-	○	-
岐 阜 県	○	-	-	-
愛 知 県	-	-	○	-
大 阪 府	-	-	○	-
岡 山 県	-	○	-	-
広 島 県	-	-	○	-
山 口 県	○	-	-	-
全 国 計	2	1	8	1
構 成 比	16.7%	8.3%	66.7%	8.3%

問 10 特定健診・特定保健指導の価格設定について(健保等)

	都道府県で統一	市 町 村 に よって異なる	未 定
福 島 県	-	○	-
神 奈 川 県	○	-	-
新 潟 県	-	-	○
富 山 県	○	-	-
長 野 県	○	-	-
岐 阜 県	-	○	-
愛 知 県	○	-	-
大 阪 府	○	-	-
岡 山 県	○	-	-
広 島 県	○	-	-
山 口 県	-	○	-
愛 媛 県	○	-	-
全 国 計	8	3	1
構 成 比	66.7%	25.0%	8.3%

価格設定について記載のあったもの

価格設定:健保等(円)		
特 定 健 診	特定保健指導 (動機付け支援)	特定保健指導 (積極的支援)
8,400		
7,000～8,000		

問 11 医師国保との契約を行う予定はありますか

	行 う 予 定	行 う 予 定 は な い	未 定
北海道	○	-	-
青森県	-	-	○
岩手県	-	-	○
宮城県	○	-	-
秋田県	○	-	-
山形県	-	-	○
福島県	-	-	○
茨城県	○	-	-
栃木県	-	-	○
群馬県	○	-	-
千葉県	○	-	-
東京都	-	-	○
神奈川県	○	-	-
新潟県	○	-	-
富山県	○	-	-
石川県	○	-	-
福井県	○	-	-
山梨県	○	-	-
長野県	○	-	-
岐阜県	-	-	○
静岡県	-	-	○
愛知県	○	-	-
三重県	○	-	-
滋賀県	-	-	○
京都府	○	-	-
大阪府	○	-	-
兵庫県	○	-	-
奈良県	○	-	-
和歌山県	○	-	-
鳥取県	○	-	-
島根県	○	-	-
岡山県	○	-	-
広島県	○	-	-
山口県	○	-	-
徳島県	-	-	○
香川県	○	-	-
愛媛県	○	-	-
高知県	-	○	-
福岡県	○	-	-
佐賀県	○	-	-
長崎県	○	-	-
熊本県	-	-	○
大分県	○	-	-
宮崎県	○	-	-
鹿児島県	-	-	○
沖縄県	○	-	-
全国計	33	1	12
構成比	71.7%	2.2%	26.1%

問 12 特定健診・特定保健指導の価格設定について(医師国保)

	都道府県で統一	市 町 村 に よ っ て 異 な る	未 定
北 海 道	-	-	○
宮 城 県	-	-	○
秋 田 県	○	-	-
茨 城 県	-	-	○
群 馬 県	○	-	-
千 葉 県	○	-	-
神 奈 川 県	○	-	-
新 潟 県	○	-	-
富 山 県	○	-	-
石 川 県	-	-	○
福 井 県	-	-	○
山 梨 県	-	-	○
長 野 県	○	-	-
愛 知 県	○	-	-
三 重 県	○	-	-
京 都 府	○	-	-
大 阪 府	○	-	-
兵 庫 県	-	-	○
奈 良 県	○	-	-
和 歌 山 県	○	-	-
鳥 取 県	○	-	-
島 根 県	-	-	○
岡 山 県	○	-	-
広 島 県	○	-	-
山 口 県	○	-	-
香 川 県	-	○	-
愛 媛 県	○	-	-
福 岡 県	○	-	-
佐 賀 県	-	-	○
長 崎 県	○	-	-
大 分 県	-	-	○
宮 崎 県	○	-	-
沖 縄 県	○	-	-
全 国 計	22	1	10
構 成 比	66.7%	3.0%	30.3%

価格設定について記載のあったもの

価格設定:医師国保(円)		
特 定 健 診	特 定 保 健 指 導 (動機付け支援)	特 定 保 健 指 導 (積極的支援)
8,400		
7,000～8,000		
Aコース:9,986 Bコース:7,461		
5,000	12,000	25,000

問 13 すでに各都道府県に設立されている保険者協議会に参加していますか

	参 (構成メンバー)	加 参 (オブザーバー)	加 参 (その他)	加 参 して いな い	そ の 他
北海道	-	○	-	-	-
青森県	○	-	-	-	-
岩手県	-	○	-	-	-
宮城県	-	○	-	-	-
秋田県	○	-	-	-	-
山形県	-	○	-	-	-
福島県	-	○	-	-	-
茨城県	-	○	-	-	-
栃木県	-	-	-	○	-
群馬県	-	○	-	-	-
千葉県	-	-	-	○	-
東京都	-	○	-	-	-
神奈川県	○	-	-	-	-
新潟県	-	○	-	-	-
富山県	-	-	○	-	-
石川県	-	○	-	-	-
福井県	-	○	-	-	-
山梨県	-	○	-	-	-
静岡県	-	○	-	-	-
愛知県	-	○	-	-	-
三重県	○	-	-	-	-
滋賀県	-	○	-	-	-
京都府	-	○	-	-	-
大阪府	-	○	-	-	-
兵庫県	-	○	-	-	-
和歌山県	-	○	-	-	-
島根県	-	○	-	-	-
岡山県	-	-	-	○	-
広島県	-	○	-	-	-
山口県	-	○	-	-	-
徳島県	-	-	○	-	-
香川県	-	-	-	○	-
愛媛県	-	○	-	-	-
高知県	-	○	-	-	-
福岡県	-	○	-	-	-
佐賀県	○	-	-	-	-
長崎県	○	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	○
大分県	-	-	-	○	-
宮崎県	-	○	-	-	-
鹿児島県	○	-	-	-	-
沖縄県	-	○	-	-	-
全国計	7	27	2	5	1
構成比	16.7%	64.3%	4.8%	11.9%	2.4%

問 14 都道府県地域職域連携推進協議会に参加していますか

	参 加 し て い る	参加していない	そ の 他
北海道	○	-	-
青森県	-	-	○
岩手県	○	-	-
宮城県	○	-	-
秋田県	○	-	-
山形県	○	-	-
福島県	○	-	-
茨城県	○	-	-
栃木県	○	-	-
群馬県	○	-	-
千葉県	○	-	-
東京都	○	-	-
神奈川県	○	-	-
新潟県	○	-	-
富山県	○	-	-
石川県	○	-	-
福井県	○	-	-
山梨県	-	○	-
長野県	-	-	○
岐阜県	○	-	-
静岡県	○	-	-
愛知県	○	-	-
三重県	○	-	-
滋賀県	○	-	-
京都府	○	-	-
大阪府	○	-	-
兵庫県	○	-	-
奈良県	○	-	-
和歌山県	○	-	-
鳥取県	○	-	-
島根県	○	-	-
岡山県	○	-	-
広島県	○	-	-
山口県	○	-	-
徳島県	○	-	-
香川県	○	-	-
愛媛県	○	-	-
高知県	-	○	-
福岡県	○	-	-
佐賀県	○	-	-
長崎県	○	-	-
熊本県	○	-	-
大分県	○	-	-
宮崎県	-	○	-
鹿児島県	○	-	-
沖縄県	○	-	-
全国計	41	3	2
構成比	89.1%	6.5%	4.3%

問 15 広域連合の設置について

	すでに設置されている	設置されていない	わからない
北海道	○	-	-
青森県	-	○	-
岩手県	○	-	-
宮城県	○	-	-
秋田県	○	-	-
山形県	○	-	-
福島県	○	-	-
茨城県	○	-	-
栃木県	○	-	-
群馬県	-	-	○
千葉県	○	-	-
東京都	○	-	-
神奈川県	○	-	-
新潟県	○	-	-
富山県	○	-	-
石川県	-	○	-
福井県	○	-	-
山梨県	○	-	-
長野県	○	-	-
岐阜県	○	-	-
静岡県	○	-	-
愛知県	○	-	-
三重県	○	-	-
滋賀県	○	-	-
京都府	○	-	-
大阪府	○	-	-
兵庫県	○	-	-
奈良県	○	-	-
和歌山県	○	-	-
鳥取県	○	-	-
島根県	○	-	-
岡山県	○	-	-
広島県	○	-	-
山口県	○	-	-
徳島県	-	-	○
香川県	○	-	-
愛媛県	○	-	-
高知県	○	-	-
福岡県	○	-	-
佐賀県	○	-	-
長崎県	○	-	-
熊本県	○	-	-
大分県	○	-	-
宮崎県	○	-	-
鹿児島県	○	-	-
沖縄県	○	-	-
全国計	42	2	2
構成比	91.3%	4.3%	4.3%

問 16 広域連合との間で後期高齢者に対する健診について協議を行っていますか

	行 っ て い る	行っていない	今 後 行 う 予 定	未 定
北海道	-	○	-	-
青森県	-	-	-	○
岩手県	-	○	-	-
宮城県	-	○	-	-
秋田県	-	-	○	-
山形県	-	○	-	-
福島県	-	-	○	-
茨城県	-	-	○	-
栃木県	-	○	-	-
群馬県	-	○	-	-
千葉県	-	-	○	-
東京都	○	-	-	-
神奈川県	-	-	○	-
新潟県	○	-	-	-
富山県	-	-	○	-
石川県	-	○	-	-
福井県	-	-	○	-
山梨県	-	○	-	-
長野県	-	○	-	-
岐阜県	○	-	-	-
静岡県	-	○	-	-
愛知県	○	-	-	-
三重県	○	-	-	-
滋賀県	○	-	-	-
京都府	-	○	-	-
大阪府	○	-	-	-
兵庫県	-	-	○	-
奈良県	-	-	○	-
和歌山県	○	-	-	-
鳥取県	-	○	-	-
島根県	-	-	○	-
岡山県	-	-	○	-
広島県	-	-	○	-
山口県	○	-	-	-
徳島県	-	-	-	○
香川県	-	○	-	-
愛媛県	-	-	○	-
高知県	-	○	-	-
福岡県	-	-	○	-
佐賀県	-	-	○	-
長崎県	-	-	-	○
熊本県	○	-	-	-
大分県	-	-	-	○
宮崎県	○	-	-	-
鹿児島県	-	○	-	-
沖縄県	-	○	-	-
全国計	11	16	15	4
構成比	23.9%	34.8%	32.6%	8.7%

問 17 平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関について都道府県医師会のホームページで公表することを考えていますか

	考 え て い る	考 え て い な い	未 定	そ の 他
北海道	-	-	○	-
青森県	-	○	-	-
岩手県	-	-	○	-
宮城県	-	-	○	-
秋田県	○	-	-	-
山形県	-	-	○	-
福島県	-	-	○	-
茨城県	-	-	○	-
栃木県	-	-	○	-
群馬県	-	-	○	-
千葉県	○	-	-	-
東京都	-	-	○	-
神奈川県	○	-	-	-
新潟県	-	-	○	-
富山県	○	-	-	-
石川県	-	-	-	○
福井県	-	-	○	-
山梨県	○	-	-	-
長野県	-	-	○	-
岐阜県	○	-	-	-
静岡県	-	-	○	-
愛知県	-	-	-	○
三重県	-	-	○	-
滋賀県	-	-	○	-
京都府	○	-	-	-
大阪府	○	-	-	-
兵庫県	-	-	○	-
奈良県	○	-	-	-
和歌山県	-	-	○	-
鳥取県	○	-	-	-
島根県	○	-	-	-
岡山県	○	-	-	-
広島県	-	-	○	-
山口県	○	-	-	-
徳島県	-	○	-	-
香川県	○	-	-	-
愛媛県	-	-	-	○
高知県	○	-	-	-
福岡県	○	-	-	-
佐賀県	-	-	○	-
長崎県	-	-	-	○
熊本県	-	-	○	-
大分県	-	-	○	-
宮崎県	○	-	-	-
鹿児島県	-	-	○	-
沖縄県	○	-	-	-
全国計	18	2	22	4
構成比	39.1%	4.3%	47.8%	8.7%

都道府県： _____ 都・道・府・県

医師会名： _____ 医師会

記入者名： _____ 役職： _____

連絡先電話番号： _____

《問い合わせ先》

日本医師会地域医療第3課

電話番号：03-3942-8181

FAX 番号：03-3946-2684

Mail: c3@po.med.or.jp

平成 20 年度特定健診・特定保健指導への準備状況等の調査

《調査項目：該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください》

※ 郡市区医師会の中には、複数の自治体へ異なった対応を行っているところがあります。その際には契約面や金額面などの基準で主観的にご判断していただき、主となる1つの自治体との関係についてご記入ください。

主となる自治体名(ご記入ください)

1. 市町村国保との特定健診・特定保健指導に関して

問 1 市町村国保との特定健診・特定保健指導の実施について、医師会内で検討を行っていますか

i 行っている

ii 行っていない

iii 未定

問 2 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、都道府県医師会と協議を行っていますか ※協議のレベルは問いません

i 行っている

ii 行っていない

iii 今後、行う予定である

iv 未定

問 3 特定健診・特定保健指導の実施について市町村国保と協議を行っていますか

i 行っている

ii 行っていない

iii 今後、行う予定である

iv 未定

問 4 特定健診・特定保健指導の実施にあたり市町村国保と契約する内容について

- i 特定健診（問 6 へ）
- ii 特定保健指導
- iii 特定健診・特定保健指導の両方
- iv 契約する予定はない（問 7 へ）
- v 未定（問 7 へ）

問 5 保健指導の委託について ※市町村保健センター等で直営の保健指導が想定されますが、たとえば、休日実施分の委託や、初回面接を委託し、その後の指導を直営にするなどの一部委託が考えられます

- i 全部委託
- ii 一部委託
- iii 未定

問 6 特定健診・特定保健指導の料金設定について

- i 決める予定である

※ 特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください

→ 健診： 円

→ 保健指導： 動機づけ支援 円、積極的支援 円

- ii 未定

iii その他()

2. 健保等との特定健診・特定保健指導に関して

※健保以外に事業者（安衛法に基づく健診）が相手方になることも想定されます

問 7 健保等との特定健診・特定保健指導の実施について、医師会内で検討を行っていますか

- i 行っている
- ii 行っていない
- iii 未定

問 8 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と協議を行っていますか

- i 行っている
- ii 行っていない
- iii 今後、行う予定である
- iv 未定

問 9 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と契約する内容について

- i 特定健診 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
- ii 特定保健指導 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
- iii 特定健診・特定保健指導の両方 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
- iv 契約する予定はない（問 11 へ）
- v 未定（問 11 へ）

問 10 特定健診・特定保健指導の価格設定について

i 決める予定である

※特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください

→ 健診: 円

→ 保健指導: 動機付け支援 円、積極的支援 円

ii 未定

iii その他()

3. その他

問 11 平成 20 年度以降の特定健診以外で、現在、市町村が実施主体である「老人保健法に基づく基本健康診査における、いわゆる上乗せ部分」及び「がん検診」等について、従来通りの方法で引き続き実施する方向で市町村と検討されていますか

i はい ii いいえ iii 未定

iv その他()

問 12 地域職域連携推進協議会に参加していますか

i 参加している

ii 参加していない ※参加していない理由をご記入ください

()

iii その他()

問 13 平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関を郡市区医師会のホームページで公表することを考えていますか

i 考えている ii 考えていない iii 未定

iv その他()

問 14 市町村国保との特定健診・特定保健指導への取り組みで現在課題となっていることについて ※任意記入

問 15 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導への取り組みで現在課題となっていることについて ※任意記入

問 16 その他について、特定健診・特定保健指導への取り組みで、たとえば民間企業の参入等、現在課題となっていることについて ※任意記入

ご協力ありがとうございました

問1 市町村国保との特定健診・特定保健指導について医師会内で検討を行っていますか

	構成比(都道府県別)		
	行 っ て い る	行 っ て い な い	未 定
北 海 道 (n=31)	32.3%	51.6%	16.1%
青 森 県 (n=10)	40.0%	50.0%	10.0%
岩 手 県 (n=14)	28.6%	57.1%	14.3%
宮 城 県 (n=16)	43.8%	50.0%	6.3%
秋 田 県 (n=8)	50.0%	50.0%	0.0%
山 形 県 (n=11)	36.4%	63.6%	0.0%
福 島 県 (n=16)	43.8%	43.8%	12.5%
茨 城 県 (n=21)	23.8%	52.4%	23.8%
栃 木 県 (n=10)	70.0%	30.0%	-
群 馬 県 (n=13)	69.2%	23.1%	7.7%
千 葉 県 (n=21)	100.0%	-	-
東 京 都 (n=54)	94.4%	1.9%	3.7%
神 奈 川 県 (n=20)	95.0%	-	5.0%
新 潟 県 (n=16)	56.3%	37.5%	6.3%
富 山 県 (n=12)	91.7%	8.3%	-
石 川 県 (n=9)	100.0%	-	-
福 井 県 (n=13)	61.5%	15.4%	23.1%
山 梨 県 (n=10)	40.0%	60.0%	-
長 野 県 (n=21)	85.7%	9.5%	4.8%
岐 阜 県 (n=22)	81.8%	13.6%	4.5%
静 岡 県 (n=22)	86.4%	13.6%	-
愛 知 県 (n=27)	70.4%	25.9%	3.7%
三 重 県 (n=14)	85.7%	14.3%	-
滋 賀 県 (n=9)	77.8%	11.1%	11.1%
京 都 府 (n=21)	42.9%	57.1%	-
大 阪 府 (n=52)	67.3%	26.9%	5.8%
兵 庫 県 (n=33)	78.8%	21.2%	-
奈 良 県 (n=12)	83.3%	8.3%	8.3%
和 歌 山 県 (n=11)	63.6%	36.4%	-
鳥 取 県 (n=3)	100.0%	-	-
島 根 県 (n=14)	42.9%	50.0%	7.1%
岡 山 県 (n=23)	78.3%	21.7%	-
広 島 県 (n=22)	59.1%	36.4%	4.5%
山 口 県 (n=19)	68.4%	21.1%	10.5%
徳 島 県 (n=12)	25.0%	66.7%	8.3%
香 川 県 (n=9)	77.8%	22.2%	-
高 知 県 (n=7)	57.1%	28.6%	14.3%
福 岡 県 (n=20)	85.0%	10.0%	5.0%
佐 賀 県 (n=8)	75.0%	25.0%	-
長 崎 県 (n=13)	76.9%	23.1%	-
熊 本 県 (n=15)	66.7%	26.7%	6.7%
大 分 県 (n=16)	62.5%	37.5%	-
宮 崎 県 (n=9)	77.8%	22.2%	-
鹿 児 島 県 (n=17)	100.0%	-	-
沖 縄 県 (n=6)	100.0%	-	-
全 国 計 (n=762)	68.6%	26.1%	5.2%

問 2 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について都道府県医師会と協議を行っていますか

	構成比(都道府県別)			
	行 っ て い る	行 っ て い な い	今 後 行 う 予 定 で あ る	未 定
北 海 道 (n=31)	19.4%	48.4%	19.4%	12.9%
青 森 県 (n=10)	30.0%	60.0%	-	10.0%
岩 手 県 (n=14)	-	78.6%	14.3%	7.1%
宮 城 県 (n=17)	5.9%	64.7%	23.5%	5.9%
秋 田 県 (n=8)	75.0%	12.5%	12.5%	-
山 形 県 (n=11)	18.2%	72.7%	-	9.1%
福 島 県 (n=16)	18.8%	56.3%	18.8%	6.3%
茨 城 県 (n=20)	15.0%	60.0%	15.0%	10.0%
栃 木 県 (n=10)	-	70.0%	20.0%	10.0%
群 馬 県 (n=13)	53.8%	23.1%	15.4%	7.7%
千 葉 県 (n=21)	76.2%	9.5%	4.8%	9.5%
東 京 都 (n=54)	53.7%	25.9%	14.8%	5.6%
神 奈 川 県 (n=20)	80.0%	5.0%	10.0%	5.0%
新 潟 県 (n=16)	62.5%	25.0%	12.5%	-
富 山 県 (n=12)	83.3%	8.3%	-	8.3%
石 川 県 (n=9)	33.3%	11.1%	33.3%	22.2%
福 井 県 (n=13)	53.8%	30.8%	15.4%	-
山 梨 県 (n=10)	30.0%	60.0%	10.0%	-
長 野 県 (n=21)	47.6%	38.1%	9.5%	4.8%
岐 阜 県 (n=22)	54.5%	4.5%	36.4%	4.5%
静 岡 県 (n=22)	50.0%	36.4%	9.1%	4.5%
愛 知 県 (n=27)	44.4%	37.0%	14.8%	3.7%
三 重 県 (n=14)	64.3%	14.3%	21.4%	-
滋 賀 県 (n=9)	44.4%	33.3%	22.2%	-
京 都 府 (n=21)	23.8%	42.9%	28.6%	4.8%
大 阪 府 (n=52)	55.8%	21.2%	13.5%	9.6%
兵 庫 県 (n=33)	12.1%	39.4%	39.4%	9.1%
奈 良 県 (n=12)	83.3%	8.3%	8.3%	-
和 歌 山 県 (n=11)	100.0%	-	-	-
鳥 取 県 (n=3)	66.7%	-	33.3%	-
島 根 県 (n=14)	7.1%	64.3%	14.3%	14.3%
岡 山 県 (n=23)	34.8%	21.7%	34.8%	8.7%
広 島 県 (n=22)	59.1%	22.7%	13.6%	4.5%
山 口 県 (n=19)	63.2%	15.8%	15.8%	5.3%
徳 島 県 (n=12)	25.0%	41.7%	33.3%	-
香 川 県 (n=9)	44.4%	22.2%	33.3%	-
高 知 県 (n=7)	42.9%	-	57.1%	-
福 岡 県 (n=20)	30.0%	25.0%	35.0%	10.0%
佐 賀 県 (n=8)	-	25.0%	50.0%	25.0%
長 崎 県 (n=13)	61.5%	30.8%	7.7%	-
熊 本 県 (n=14)	35.7%	42.9%	7.1%	14.3%
大 分 県 (n=16)	-	75.0%	18.8%	6.3%
宮 崎 県 (n=9)	88.9%	-	11.1%	0.0%
鹿 児 島 県 (n=17)	47.1%	29.4%	11.8%	11.8%
沖 縄 県 (n=6)	100.0%	-	-	-
全 国 計 (n=761)	43.2%	32.2%	18.0%	6.6%

問3 特定健診・特定保健指導の実施について市町村国保と協議を行っていますか

	構成比(都道府県別)			
	行っている	行っていない	今後行う予定である	未定
北海道 (n=32)	25.0%	43.8%	15.6%	15.6%
青森県 (n=10)	20.0%	60.0%	20.0%	-
岩手県 (n=14)	21.4%	50.0%	21.4%	7.1%
宮城県 (n=17)	29.4%	47.1%	17.6%	5.9%
秋田県 (n=8)	37.5%	12.5%	37.5%	12.5%
山形県 (n=11)	36.4%	54.5%	9.1%	-
福島県 (n=16)	43.8%	31.3%	12.5%	12.5%
茨城県 (n=21)	14.3%	47.6%	38.1%	-
栃木県 (n=10)	20.0%	40.0%	40.0%	-
群馬県 (n=13)	69.2%	7.7%	15.4%	7.7%
千葉県 (n=21)	66.7%	9.5%	23.8%	-
東京都 (n=54)	87.0%	1.9%	11.1%	-
神奈川県 (n=20)	65.0%	10.0%	20.0%	5.0%
新潟県 (n=16)	31.3%	37.5%	31.3%	-
富山県 (n=12)	41.7%	16.7%	41.7%	-
石川県 (n=9)	66.7%	-	33.3%	-
福井県 (n=13)	46.2%	15.4%	38.5%	-
山梨県 (n=10)	20.0%	50.0%	30.0%	-
長野県 (n=21)	76.2%	9.5%	9.5%	4.8%
岐阜県 (n=22)	77.3%	4.5%	18.2%	-
静岡県 (n=22)	86.4%	9.1%	4.5%	-
愛知県 (n=27)	63.0%	7.4%	29.6%	-
三重県 (n=14)	35.7%	21.4%	42.9%	-
滋賀県 (n=9)	77.8%	22.2%	-	-
京都府 (n=21)	23.8%	61.9%	14.3%	-
大阪府 (n=52)	51.9%	26.9%	13.5%	7.7%
兵庫県 (n=33)	63.6%	15.2%	21.2%	-
奈良県 (n=12)	58.3%	25.0%	16.7%	-
和歌山県 (n=11)	54.5%	36.4%	9.1%	-
鳥取県 (n=3)	66.7%	-	33.3%	-
島根県 (n=14)	28.6%	42.9%	21.4%	7.1%
岡山県 (n=23)	47.8%	13.0%	30.4%	8.7%
広島県 (n=22)	22.7%	31.8%	36.4%	9.1%
山口県 (n=19)	63.2%	5.3%	26.3%	5.3%
徳島県 (n=12)	-	58.3%	33.3%	8.3%
香川県 (n=9)	44.4%	11.1%	44.4%	-
高知県 (n=7)	28.6%	14.3%	57.1%	-
福岡県 (n=20)	85.0%	-	10.0%	5.0%
佐賀県 (n=8)	25.0%	12.5%	62.5%	-
長崎県 (n=13)	69.2%	15.4%	15.4%	-
熊本県 (n=15)	33.3%	20.0%	40.0%	6.7%
大分県 (n=16)	62.5%	31.3%	-	6.3%
宮崎県 (n=9)	66.7%	11.1%	22.2%	-
鹿児島県 (n=17)	64.7%	-	35.3%	-
沖縄県 (n=6)	83.3%	16.7%	-	-
全国計 (n=764)	51.8%	22.5%	22.1%	3.5%

問 4 特定健診・特定保健指導の実施にあたり市町村国保と契約する内容について

	構成比(都道府県別)				
	特 定 健 診	特 定 保 健 指 導	特定健診・特定保健指導の両方	契 約 す る 予 定 は な い	未 定
北 海 道 (n=32)	12.5%	-	15.6%	3.1%	68.8%
青 森 県 (n=10)	30.0%	-	20.0%	20.0%	30.0%
岩 手 県 (n=14)	14.3%	-	-	7.1%	78.6%
宮 城 県 (n=16)	12.5%	-	25.0%	-	62.5%
秋 田 県 (n=8)	37.5%	-	25.0%	-	37.5%
山 形 県 (n=11)	9.1%	-	36.4%	18.2%	36.4%
福 島 県 (n=15)	13.3%	-	40.0%	-	46.7%
茨 城 県 (n=21)	4.8%	-	28.6%	4.8%	61.9%
栃 木 県 (n=10)	20.0%	-	30.0%	-	50.0%
群 馬 県 (n=13)	15.4%	-	38.5%	-	46.2%
千 葉 県 (n=21)	33.3%	-	28.6%	-	38.1%
東 京 都 (n=53)	35.8%	-	43.4%	-	20.8%
神 奈 川 県 (n=20)	40.0%	-	45.0%	-	15.0%
新 潟 県 (n=16)	12.5%	6.3%	12.5%	6.3%	62.5%
富 山 県 (n=12)	25.0%	-	50.0%	-	25.0%
石 川 県 (n=9)	44.4%	-	33.3%	-	22.2%
福 井 県 (n=13)	23.1%	-	30.8%	-	46.2%
山 梨 県 (n=10)	20.0%	-	-	-	80.0%
長 野 県 (n=21)	38.1%	-	23.8%	-	38.1%
岐 阜 県 (n=22)	31.8%	-	36.4%	-	31.8%
静 岡 県 (n=22)	63.6%	-	18.2%	-	18.2%
愛 知 県 (n=27)	11.1%	-	48.1%	3.7%	37.0%
三 重 県 (n=14)	7.1%	-	57.1%	-	35.7%
滋 賀 県 (n=9)	-	-	22.2%	-	77.8%
京 都 府 (n=20)	5.0%	-	25.0%	15.0%	55.0%
大 阪 府 (n=51)	15.7%	-	47.1%	-	37.3%
兵 庫 県 (n=33)	12.1%	-	39.4%	-	48.5%
奈 良 県 (n=12)	41.7%	-	25.0%	8.3%	25.0%
和 歌 山 県 (n=11)	18.2%	-	27.3%	-	54.5%
鳥 取 県 (n=3)	-	-	66.7%	-	33.3%
島 根 県 (n=14)	21.4%	-	7.1%	7.1%	64.3%
岡 山 県 (n=23)	13.0%	-	56.5%	4.3%	26.1%
広 島 県 (n=22)	13.6%	-	50.0%	4.5%	31.8%
山 口 県 (n=18)	44.4%	-	22.2%	-	33.3%
徳 島 県 (n=12)	-	-	33.3%	8.3%	58.3%
香 川 県 (n=9)	55.6%	-	33.3%	-	11.1%
高 知 県 (n=7)	14.3%	-	28.6%	-	57.1%
福 岡 県 (n=20)	30.0%	-	40.0%	5.0%	25.0%
佐 賀 県 (n=8)	25.0%	-	62.5%	-	12.5%
長 崎 県 (n=13)	53.8%	-	15.4%	-	30.8%
熊 本 県 (n=15)	20.0%	-	33.3%	-	46.7%
大 分 県 (n=15)	13.3%	-	33.3%	6.7%	46.7%
宮 崎 県 (n=9)	44.4%	-	22.2%	-	33.3%
鹿 児 島 県 (n=17)	29.4%	-	35.3%	-	35.3%
沖 縄 県 (n=6)	16.7%	-	50.0%	-	33.3%
全 国 計 (n=757)	23.2%	0.1%	33.6%	2.5%	40.6%

問 5 特定保健指導の委託について

	構成比(都道府県別)		
	全 部 委 託	一 部 委 託	未 定
北 海 道 (n=5)	40.0%	-	60.0%
青 森 県 (n=1)	-	100.0%	-
宮 城 県 (n=4)	-	-	100.0%
秋 田 県 (n=2)	-	50.0%	50.0%
山 形 県 (n=3)	-	100.0%	-
福 島 県 (n=7)	-	14.3%	85.7%
茨 城 県 (n=6)	-	50.0%	50.0%
栃 木 県 (n=3)	-	-	100.0%
群 馬 県 (n=4)	-	75.0%	25.0%
千 葉 県 (n=4)	25.0%	25.0%	50.0%
東 京 都 (n=23)	4.3%	34.8%	60.9%
神 奈 川 県 (n=8)	12.5%	-	87.5%
新 潟 県 (n=3)	-	-	100.0%
富 山 県 (n=6)	-	33.3%	66.7%
石 川 県 (n=3)	-	-	100.0%
福 井 県 (n=4)	-	50.0%	50.0%
長 野 県 (n=5)	-	60.0%	40.0%
岐 阜 県 (n=8)	12.5%	50.0%	37.5%
静 岡 県 (n=4)	25.0%	50.0%	25.0%
愛 知 県 (n=13)	7.7%	46.2%	46.2%
三 重 県 (n=8)	-	-	100.0%
滋 賀 県 (n=2)	-	100.0%	-
京 都 府 (n=6)	16.7%	-	83.3%
大 阪 府 (n=24)	8.3%	50.0%	41.7%
兵 庫 県 (n=13)	-	38.5%	61.5%
奈 良 県 (n=3)	-	-	100.0%
和 歌 山 県 (n=3)	-	-	100.0%
鳥 取 県 (n=2)	-	50.0%	50.0%
島 根 県 (n=1)	-	-	100.0%
岡 山 県 (n=13)	-	30.8%	69.2%
広 島 県 (n=11)	-	9.1%	90.9%
山 口 県 (n=4)	-	-	100.0%
徳 島 県 (n=3)	-	-	100.0%
香 川 県 (n=3)	-	66.7%	33.3%
高 知 県 (n=2)	-	-	100.0%
福 岡 県 (n=8)	12.5%	25.0%	62.5%
佐 賀 県 (n=5)	-	-	100.0%
長 崎 県 (n=2)	-	50.0%	50.0%
熊 本 県 (n=5)	-	20.0%	80.0%
大 分 県 (n=5)	20.0%	20.0%	60.0%
宮 崎 県 (n=2)	-	50.0%	50.0%
鹿 児 島 県 (n=6)	-	83.3%	16.7%
沖 縄 県 (n=3)	33.3%	33.3%	33.3%
全 国 計 (n=250)	5.6%	31.6%	62.8%

問 6 特定健診・特定保健指導の料金設定について

	構成比(都道府県別)		
	決 予 定 で あ る	未 定	そ の 他
北 海 道 (n=9)	66.7%	33.3%	-
青 森 県 (n=5)	60.0%	40.0%	-
岩 手 県 (n=2)	-	100.0%	-
宮 城 県 (n=6)	33.3%	50.0%	16.7%
秋 田 県 (n=2)	100.0%	-	-
山 形 県 (n=5)	80.0%	20.0%	-
福 島 県 (n=9)	33.3%	66.7%	-
茨 城 県 (n=7)	42.9%	57.1%	-
栃 木 県 (n=5)	80.0%	20.0%	-
群 馬 県 (n=7)	71.4%	28.6%	-
千 葉 県 (n=12)	91.7%	8.3%	-
東 京 都 (n=43)	51.2%	46.5%	2.3%
神 奈 川 県 (n=17)	47.1%	52.9%	-
新 潟 県 (n=5)	40.0%	60.0%	-
富 山 県 (n=9)	44.4%	44.4%	11.1%
石 川 県 (n=7)	28.6%	71.4%	-
福 井 県 (n=7)	42.9%	57.1%	-
山 梨 県 (n=2)	50.0%	50.0%	-
長 野 県 (n=13)	61.5%	23.1%	15.4%
岐 阜 県 (n=15)	53.3%	46.7%	-
静 岡 県 (n=18)	66.7%	27.8%	5.6%
愛 知 県 (n=16)	75.0%	18.8%	6.3%
三 重 県 (n=9)	66.7%	33.3%	-
滋 賀 県 (n=2)	50.0%	50.0%	-
京 都 府 (n=7)	28.6%	57.1%	14.3%
大 阪 府 (n=32)	37.5%	62.5%	-
兵 庫 県 (n=17)	52.9%	41.2%	5.9%
奈 良 県 (n=8)	25.0%	75.0%	-
和 歌 山 県 (n=5)	40.0%	60.0%	-
鳥 取 県 (n=2)	-	100.0%	-
島 根 県 (n=4)	50.0%	50.0%	-
岡 山 県 (n=15)	40.0%	60.0%	-
広 島 県 (n=14)	14.3%	78.6%	7.1%
山 口 県 (n=12)	25.0%	66.7%	8.3%
徳 島 県 (n=4)	0.0%	75.0%	25.0%
香 川 県 (n=8)	62.5%	37.5%	-
高 知 県 (n=3)	66.7%	33.3%	-
福 岡 県 (n=13)	69.2%	30.8%	-
佐 賀 県 (n=7)	42.9%	57.1%	-
長 崎 県 (n=9)	77.8%	22.2%	-
熊 本 県 (n=8)	25.0%	75.0%	-
大 分 県 (n=7)	71.4%	28.6%	-
宮 崎 県 (n=6)	33.3%	66.7%	-
鹿 児 島 県 (n=11)	45.5%	45.5%	9.1%
沖 縄 県 (n=4)	50.0%	-	50.0%
全 国 計 (n=428)	50.0%	46.5%	3.5%

価格設定について記載のあったもの

価格設定:市町村国保(円)		
特 定 健 診	特 定 保 健 指 導 (動機付け支援)	特 定 保 健 指 導 (積極的支援)
10,280		
9,800	12,000	50,000
4,778		
10,100(個別)		
6,500(集団)		
6,700	6,865	18,161
8,600		
7,600		
13,000		
8,000	20,000	9,000~12,000
8,000		
5,000		
9,972		
5,000	7,000	20,000
5,775		

問 7 健保等との特定健診・特定保健指導の実施について医師会内で検討を行っていますか

	構成比(都道府県別)		
	行 っ て い る	行 っ て い な い	未 定
北 海 道 (n=31)	19.4%	58.1%	22.6%
青 森 県 (n=10)	20.0%	80.0%	-
岩 手 県 (n=14)	7.1%	78.6%	14.3%
宮 城 県 (n=17)	17.6%	64.7%	17.6%
秋 田 県 (n=8)	50.0%	50.0%	-
山 形 県 (n=11)	27.3%	72.7%	-
福 島 県 (n=16)	12.5%	75.0%	12.5%
茨 城 県 (n=21)	9.5%	76.2%	14.3%
栃 木 県 (n=10)	40.0%	50.0%	10.0%
群 馬 県 (n=13)	23.1%	53.8%	23.1%
千 葉 県 (n=21)	38.1%	38.1%	23.8%
東 京 都 (n=54)	44.4%	46.3%	9.3%
神 奈 川 県 (n=20)	45.0%	20.0%	35.0%
新 潟 県 (n=16)	18.8%	75.0%	6.3%
富 山 県 (n=12)	33.3%	41.7%	25.0%
石 川 県 (n=9)	22.2%	44.4%	33.3%
福 井 県 (n=13)	46.2%	23.1%	30.8%
山 梨 県 (n=10)	20.0%	60.0%	20.0%
長 野 県 (n=20)	20.0%	50.0%	30.0%
岐 阜 県 (n=22)	50.0%	50.0%	-
静 岡 県 (n=22)	54.5%	40.9%	4.5%
愛 知 県 (n=27)	48.1%	44.4%	7.4%
三 重 県 (n=14)	28.6%	42.9%	28.6%
滋 賀 県 (n=9)	33.3%	55.6%	11.1%
京 都 府 (n=21)	9.5%	66.7%	23.8%
大 阪 府 (n=52)	53.8%	34.6%	11.5%
兵 庫 県 (n=33)	36.4%	42.4%	21.2%
奈 良 県 (n=11)	36.4%	45.5%	18.2%
和 歌 山 県 (n=11)	18.2%	72.7%	9.1%
鳥 取 県 (n=3)	66.7%	-	33.3%
島 根 県 (n=14)	14.3%	78.6%	7.1%
岡 山 県 (n=22)	36.4%	45.5%	18.2%
広 島 県 (n=22)	36.4%	54.5%	9.1%
山 口 県 (n=19)	36.8%	31.6%	31.6%
徳 島 県 (n=12)	-	91.7%	8.3%
香 川 県 (n=9)	22.2%	55.6%	22.2%
高 知 県 (n=7)	42.9%	28.6%	28.6%
福 岡 県 (n=20)	40.0%	35.0%	25.0%
佐 賀 県 (n=8)	25.0%	62.5%	12.5%
長 崎 県 (n=13)	61.5%	30.8%	7.7%
熊 本 県 (n=15)	20.0%	66.7%	13.3%
大 分 県 (n=16)	31.3%	56.3%	12.5%
宮 崎 県 (n=9)	33.3%	66.7%	-
鹿 児 島 県 (n=17)	47.1%	35.3%	17.6%
沖 縄 県 (n=6)	50.0%	50.0%	-
全 国 計 (n=760)	33.6%	50.8%	15.7%

問 8 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と協議を行っていますか

	構成比(都道府県別)			
	行 っ て い る	行 っ て い な い	今 後 行 う 予 定 で あ る	未 定
北 海 道 (n=30)	3.3%	60.0%	10.0%	26.7%
青 森 県 (n=10)	10.0%	80.0%	10.0%	-
岩 手 県 (n=14)	-	78.6%	7.1%	14.3%
宮 城 県 (n=17)	5.9%	41.2%	17.6%	35.3%
秋 田 県 (n=8)	-	75.0%	12.5%	12.5%
山 形 県 (n=11)	9.1%	81.8%	9.1%	-
福 島 県 (n=16)	-	75.0%	12.5%	12.5%
茨 城 県 (n=21)	-	71.4%	23.8%	4.8%
栃 木 県 (n=10)	-	80.0%	0.0%	20.0%
群 馬 県 (n=13)	-	30.8%	46.2%	23.1%
千 葉 県 (n=21)	9.5%	47.6%	23.8%	19.0%
東 京 都 (n=54)	5.6%	70.4%	11.1%	13.0%
神 奈 川 県 (n=20)	5.0%	60.0%	5.0%	30.0%
新 潟 県 (n=16)	6.3%	68.8%	12.5%	12.5%
富 山 県 (n=12)	16.7%	41.7%	16.7%	25.0%
石 川 県 (n=9)	-	66.7%	11.1%	22.2%
福 井 県 (n=13)	7.7%	53.8%	30.8%	7.7%
山 梨 県 (n=10)	-	90.0%	10.0%	-
長 野 県 (n=20)	-	55.0%	5.0%	40.0%
岐 阜 県 (n=22)	4.5%	72.7%	13.6%	9.1%
静 岡 県 (n=22)	4.5%	72.7%	9.1%	13.6%
愛 知 県 (n=27)	14.8%	59.3%	14.8%	11.1%
三 重 県 (n=14)	-	42.9%	28.6%	28.6%
滋 賀 県 (n=9)	11.1%	77.8%	-	11.1%
京 都 府 (n=21)	-	76.2%	-	23.8%
大 阪 府 (n=53)	17.0%	50.9%	15.1%	17.0%
兵 庫 県 (n=33)	3.0%	63.6%	18.2%	15.2%
奈 良 県 (n=11)	9.1%	45.5%	9.1%	36.4%
和 歌 山 県 (n=11)	9.1%	72.7%	-	18.2%
鳥 取 県 (n=3)	-	33.3%	66.7%	-
島 根 県 (n=14)	-	85.7%	7.1%	7.1%
岡 山 県 (n=22)	9.1%	50.0%	27.3%	13.6%
広 島 県 (n=22)	9.1%	40.9%	27.3%	22.7%
山 口 県 (n=18)	5.6%	50.0%	22.2%	22.2%
徳 島 県 (n=12)	-	75.0%	8.3%	16.7%
香 川 県 (n=9)	11.1%	77.8%	-	11.1%
高 知 県 (n=7)	-	28.6%	71.4%	-
福 岡 県 (n=20)	5.0%	50.0%	20.0%	25.0%
佐 賀 県 (n=7)	-	14.3%	14.3%	71.4%
長 崎 県 (n=13)	7.7%	76.9%	7.7%	7.7%
熊 本 県 (n=15)	-	73.3%	13.3%	13.3%
大 分 県 (n=16)	6.3%	50.0%	31.3%	12.5%
宮 崎 県 (n=9)	-	77.8%	11.1%	11.1%
鹿 児 島 県 (n=17)	-	82.4%	5.9%	11.8%
沖 縄 県 (n=6)	50.0%	16.7%	33.3%	-
全 国 計 (n=758)	5.9%	61.6%	15.3%	17.2%

問 9 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と契約する内容について

	構成比(都道府県別)								未定
	特定健診 (被保険者)	特定健診 (被扶養者)	特定健診 (両方)	特定 保健指導 (両方)	特定健診と 特定保健指導 (被保険者)	特定健診と 特定保健指導 (被扶養者)	特定健診と 特定保健指導 (両方)	契約する 予定はない	
北海道 (n=32)	-	-	3.1%	-	-	-	12.5%	-	84.4%
青森県 (n=8)	-	-	12.5%	-	-	-	12.5%	25.0%	50.0%
岩手県 (n=14)	-	-	-	-	-	-	-	7.1%	92.9%
宮城県 (n=15)	-	-	6.7%	-	-	-	13.3%	6.7%	73.3%
秋田県 (n=8)	-	12.5%	-	-	-	-	25.0%	-	62.5%
山形県 (n=11)	-	-	-	-	-	-	18.2%	18.2%	63.6%
福島県 (n=15)	-	-	-	-	-	-	6.7%	-	93.3%
茨城県 (n=21)	-	-	-	-	-	4.8%	9.5%	9.5%	76.2%
栃木県 (n=10)	-	10.0%	-	-	-	-	-	-	90.0%
群馬県 (n=13)	-	-	-	-	-	-	15.4%	-	84.6%
千葉県 (n=21)	-	-	9.5%	-	4.8%	-	14.3%	-	71.4%
東京都 (n=51)	2.0%	-	3.9%	-	-	-	7.8%	7.8%	78.4%
神奈川県 (n=20)	-	-	10.0%	-	-	5.0%	10.0%	5.0%	70.0%
新潟県 (n=16)	-	-	-	-	-	-	6.3%	12.5%	81.3%
富山県 (n=12)	-	8.3%	-	-	-	-	25.0%	8.3%	58.3%
石川県 (n=9)	-	-	11.1%	-	-	-	-	11.1%	77.8%
福井県 (n=12)	-	-	-	-	-	16.7%	16.7%	16.7%	50.0%
山梨県 (n=10)	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0%
長野県 (n=21)	-	9.5%	9.5%	-	-	-	-	-	81.0%
岐阜県 (n=21)	-	4.8%	9.5%	-	-	4.8%	14.3%	-	66.7%
静岡県 (n=22)	-	-	9.1%	-	-	-	36.4%	-	54.5%
愛知県 (n=25)	-	-	4.0%	-	-	-	28.0%	4.0%	64.0%
三重県 (n=14)	-	-	-	-	7.1%	14.3%	21.4%	-	57.1%
滋賀県 (n=9)	-	-	-	-	-	-	11.1%	-	88.9%
京都府 (n=21)	-	-	-	-	-	-	14.3%	9.5%	76.2%
大阪府 (n=51)	-	-	-	-	-	2.0%	31.4%	-	66.7%
兵庫県 (n=33)	-	-	3.0%	-	-	3.0%	18.2%	9.1%	66.7%
奈良県 (n=11)	-	-	-	-	-	-	9.1%	9.1%	81.8%
和歌山県 (n=11)	-	-	9.1%	-	-	-	-	-	90.9%
鳥取県 (n=3)	-	-	-	-	-	-	66.7%	-	33.3%
島根県 (n=14)	-	-	-	-	-	-	-	7.1%	92.9%
岡山県 (n=22)	-	-	-	-	-	-	22.7%	9.1%	68.2%
広島県 (n=20)	-	-	5.0%	-	-	-	20.0%	-	75.0%
山口県 (n=19)	-	5.3%	5.3%	-	-	-	10.5%	-	78.9%
徳島県 (n=11)	-	-	-	-	-	-	18.2%	9.1%	72.7%
香川県 (n=9)	-	-	11.1%	-	-	-	11.1%	11.1%	66.7%
高知県 (n=5)	-	-	-	-	-	-	20.0%	-	80.0%
福岡県 (n=17)	-	-	5.9%	-	-	-	23.5%	11.8%	58.8%
佐賀県 (n=6)	-	-	-	-	16.7%	-	16.7%	-	66.7%
長崎県 (n=12)	-	8.3%	25.0%	-	-	-	-	-	66.7%
熊本県 (n=15)	-	-	-	-	6.7%	6.7%	-	-	86.7%
大分県 (n=13)	-	-	-	-	-	-	38.5%	7.7%	53.8%
宮崎県 (n=9)	-	-	-	-	-	-	11.1%	-	88.9%
鹿児島県 (n=14)	-	7.1%	-	-	-	-	7.1%	-	85.7%
沖縄県 (n=6)	-	-	-	16.7%	-	-	33.3%	-	50.0%
全国計 (n=732)	0.1%	1.2%	3.6%	0.1%	0.5%	1.4%	15.0%	4.6%	73.4%

問 10 特定健診・特定保健指導の価格について(健保等)

	構成比(都道府県別)		
	決 予 定 で あ る	未 定	そ の 他
北 海 道 (n=5)	80.0%	20.0%	-
青 森 県 (n=3)	66.7%	33.3%	-
宮 城 県 (n=3)	33.3%	33.3%	33.3%
秋 田 県 (n=3)	33.3%	33.3%	33.3%
山 形 県 (n=2)	100.0%	-	-
福 島 県 (n=2)	50.0%	50.0%	-
茨 城 県 (n=3)	33.3%	66.7%	-
栃 木 県 (n=1)	100.0%	-	-
群 馬 県 (n=2)	100.0%	-	-
千 葉 県 (n=6)	100.0%	-	-
東 京 都 (n=10)	40.0%	50.0%	10.0%
神 奈 川 県 (n=5)	40.0%	60.0%	-
新 潟 県 (n=1)	100.0%	-	-
富 山 県 (n=4)	25.0%	75.0%	-
石 川 県 (n=1)	-	100.0%	-
福 井 県 (n=5)	40.0%	60.0%	-
長 野 県 (n=4)	50.0%	50.0%	-
岐 阜 県 (n=8)	37.5%	62.5%	-
静 岡 県 (n=10)	80.0%	10.0%	10.0%
愛 知 県 (n=9)	55.6%	44.4%	-
三 重 県 (n=6)	50.0%	50.0%	-
滋 賀 県 (n=1)	100.0%	-	-
京 都 府 (n=3)	33.3%	66.7%	-
大 阪 府 (n=19)	21.1%	78.9%	-
兵 庫 県 (n=8)	50.0%	50.0%	-
奈 良 県 (n=2)	50.0%	50.0%	-
和 歌 山 県 (n=1)	100.0%	-	-
鳥 取 県 (n=2)	-	100.0%	-
岡 山 県 (n=6)	50.0%	50.0%	-
広 島 県 (n=7)	14.3%	71.4%	14.3%
山 口 県 (n=4)	25.0%	75.0%	-
徳 島 県 (n=3)	33.3%	66.7%	-
香 川 県 (n=2)	100.0%	-	-
高 知 県 (n=3)	66.7%	33.3%	-
福 岡 県 (n=6)	50.0%	50.0%	-
佐 賀 県 (n=4)	50.0%	50.0%	-
長 崎 県 (n=5)	80.0%	20.0%	-
熊 本 県 (n=2)	50.0%	50.0%	-
大 分 県 (n=6)	66.7%	33.3%	-
宮 崎 県 (n=1)	-	100.0%	-
鹿 児 島 県 (n=5)	60.0%	40.0%	-
沖 縄 県 (n=3)	66.7%	-	33.3%
全 国 計 (n=186)	50.0%	46.8%	3.2%

価格設定について記載のあったもの

価格設定:健保等(円)		
特 定 健 診	特 定 保 健 指 導 (動機付け支援)	特 定 保 健 指 導 (積極的支援)
10,280		
1,300(自己負担)		
7,000	8,000	30,000
9,986		
8,000	2,000	
4,305	15,000	30,000
5,775		

問 11 平成 20 年度以降の特定健診以外で現在市町村が実施主体である「老人保健法に基づく基本健康診査における、いわゆる上乗せ健診」及び「がん検診」等について、従来通りの方法で引続き実施する方法で市町村と協議されていますか

	構成比(都道府県別)			
	は	い	い	え
北海道 (n=31)	19.4%	16.1%	64.5%	-
青森県 (n=9)	33.3%	66.7%	-	-
岩手県 (n=14)	28.6%	14.3%	57.1%	-
宮城県 (n=17)	29.4%	23.5%	47.1%	-
秋田県 (n=8)	50.0%	12.5%	25.0%	12.5%
山形県 (n=11)	36.4%	27.3%	36.4%	-
福島県 (n=16)	43.8%	25.0%	25.0%	6.3%
茨城県 (n=21)	9.5%	28.6%	57.1%	4.8%
栃木県 (n=10)	60.0%	20.0%	20.0%	-
群馬県 (n=13)	76.9%	-	23.1%	-
千葉県 (n=21)	66.7%	14.3%	19.0%	-
東京都 (n=54)	83.3%	-	13.0%	3.7%
神奈川県 (n=20)	65.0%	-	20.0%	15.0%
新潟県 (n=16)	50.0%	6.3%	37.5%	6.3%
富山県 (n=12)	83.3%	8.3%	8.3%	-
石川県 (n=9)	77.8%	-	22.2%	-
福井県 (n=13)	69.2%	-	30.8%	-
山梨県 (n=10)	30.0%	30.0%	40.0%	-
長野県 (n=21)	61.9%	9.5%	28.6%	-
岐阜県 (n=22)	63.6%	-	36.4%	-
静岡県 (n=22)	72.7%	4.5%	18.2%	4.5%
愛知県 (n=26)	65.4%	7.7%	26.9%	-
三重県 (n=14)	64.3%	-	28.6%	7.1%
滋賀県 (n=9)	55.6%	-	44.4%	-
京都府 (n=20)	25.0%	35.0%	40.0%	-
大阪府 (n=52)	57.7%	7.7%	30.8%	3.8%
兵庫県 (n=33)	48.5%	15.2%	33.3%	3.0%
奈良県 (n=12)	50.0%	16.7%	33.3%	-
和歌山県 (n=11)	36.4%	-	45.5%	18.2%
鳥取県 (n=3)	100.0%	-	-	-
島根県 (n=14)	14.3%	21.4%	50.0%	14.3%
岡山県 (n=23)	56.5%	-	43.5%	-
広島県 (n=22)	36.4%	13.6%	45.5%	4.5%
山口県 (n=19)	57.9%	-	42.1%	-
徳島県 (n=12)	33.3%	16.7%	50.0%	-
香川県 (n=9)	44.4%	-	55.6%	-
高知県 (n=7)	42.9%	14.3%	42.9%	-
福岡県 (n=20)	50.0%	5.0%	45.0%	-
佐賀県 (n=8)	50.0%	12.5%	12.5%	25.0%
長崎県 (n=13)	69.2%	-	30.8%	-
熊本県 (n=15)	40.0%	6.7%	53.3%	-
大分県 (n=16)	43.8%	31.3%	18.8%	6.3%
宮崎県 (n=9)	77.8%	-	22.2%	-
鹿児島県 (n=16)	68.8%	-	31.3%	-
沖縄県 (n=6)	50.0%	16.7%	33.3%	-
全国計 (n=759)	52.7%	10.8%	33.6%	2.9%

問 12 地域職域連携推進協議会に参加していますか

	構成比(都道府県別)		
	参加している	参加していない	その他
北海道 (n=31)	48.4%	38.7%	12.9%
青森県 (n=10)	30.0%	60.0%	10.0%
岩手県 (n=13)	23.1%	46.2%	30.8%
宮城県 (n=17)	47.1%	47.1%	5.9%
秋田県 (n=7)	85.7%	-	14.3%
山形県 (n=10)	50.0%	50.0%	-
福島県 (n=16)	18.8%	62.5%	18.8%
茨城県 (n=21)	42.9%	52.4%	4.8%
栃木県 (n=10)	50.0%	20.0%	30.0%
群馬県 (n=11)	45.5%	54.5%	-
千葉県 (n=21)	28.6%	66.7%	4.8%
東京都 (n=51)	13.7%	78.4%	7.8%
神奈川県 (n=18)	38.9%	50.0%	11.1%
新潟県 (n=15)	86.7%	6.7%	6.7%
富山県 (n=12)	50.0%	33.3%	16.7%
石川県 (n=9)	44.4%	33.3%	22.2%
福井県 (n=12)	16.7%	83.3%	-
山梨県 (n=10)	40.0%	50.0%	10.0%
長野県 (n=19)	15.8%	68.4%	15.8%
岐阜県 (n=22)	31.8%	63.6%	4.5%
静岡県 (n=20)	15.0%	65.0%	20.0%
愛知県 (n=26)	61.5%	34.6%	3.8%
三重県 (n=14)	21.4%	57.1%	21.4%
滋賀県 (n=8)	50.0%	37.5%	12.5%
京都府 (n=19)	26.3%	68.4%	5.3%
大阪府 (n=52)	21.2%	67.3%	11.5%
兵庫県 (n=32)	31.3%	46.9%	21.9%
奈良県 (n=11)	9.1%	90.9%	-
和歌山県 (n=10)	10.0%	70.0%	20.0%
鳥取県 (n=3)	33.3%	66.7%	-
島根県 (n=13)	23.1%	53.8%	23.1%
岡山県 (n=23)	17.4%	52.2%	30.4%
広島県 (n=21)	66.7%	28.6%	4.8%
山口県 (n=16)	56.3%	43.8%	-
徳島県 (n=12)	16.7%	66.7%	16.7%
香川県 (n=9)	33.3%	66.7%	-
高知県 (n=7)	85.7%	14.3%	-
福岡県 (n=18)	72.2%	16.7%	11.1%
佐賀県 (n=8)	62.5%	37.5%	-
長崎県 (n=13)	38.5%	30.8%	30.8%
熊本県 (n=15)	53.3%	40.0%	6.7%
大分県 (n=15)	46.7%	53.3%	-
宮崎県 (n=8)	25.0%	75.0%	-
鹿児島県 (n=15)	26.7%	40.0%	33.3%
沖縄県 (n=6)	50.0%	50.0%	-
全国計 (n=729)	36.2%	52.1%	11.7%

問 13 平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関を郡市区医師会のホームページで公表することを考えていますか

	構成比(都道府県別)			
	考 え て い る	考 え て い な い	未 定	そ の 他
北 海 道 (n=32)	21.9%	21.9%	53.1%	3.1%
青 森 県 (n=10)	20.0%	40.0%	30.0%	10.0%
岩 手 県 (n=14)	-	7.1%	92.9%	-
宮 城 県 (n=17)	11.8%	29.4%	52.9%	5.9%
秋 田 県 (n=8)	25.0%	25.0%	50.0%	-
山 形 県 (n=11)	27.3%	18.2%	54.5%	-
福 島 県 (n=16)	31.3%	12.5%	56.3%	-
茨 城 県 (n=21)	23.8%	19.0%	57.1%	-
栃 木 県 (n=10)	20.0%	-	80.0%	-
群 馬 県 (n=13)	38.5%	7.7%	53.8%	-
千 葉 県 (n=21)	33.3%	9.5%	57.1%	-
東 京 都 (n=54)	51.9%	5.6%	42.6%	-
神 奈 川 県 (n=20)	35.0%	-	65.0%	-
新 潟 県 (n=15)	13.3%	20.0%	60.0%	6.7%
富 山 県 (n=12)	8.3%	8.3%	83.3%	-
石 川 県 (n=9)	11.1%	-	88.9%	-
福 井 県 (n=13)	23.1%	-	69.2%	7.7%
山 梨 県 (n=10)	20.0%	20.0%	60.0%	-
長 野 県 (n=20)	25.0%	30.0%	45.0%	-
岐 阜 県 (n=22)	40.9%	9.1%	50.0%	-
静 岡 県 (n=22)	40.9%	18.2%	40.9%	-
愛 知 県 (n=27)	29.6%	18.5%	51.9%	-
三 重 県 (n=14)	50.0%	-	50.0%	-
滋 賀 県 (n=9)	11.1%	22.2%	66.7%	-
京 都 府 (n=20)	20.0%	25.0%	55.0%	-
大 阪 府 (n=53)	69.8%	3.8%	22.6%	3.8%
兵 庫 県 (n=33)	30.3%	15.2%	54.5%	-
奈 良 県 (n=12)	33.3%	8.3%	41.7%	16.7%
和 歌 山 県 (n=11)	18.2%	-	81.8%	-
鳥 取 県 (n=3)	66.7%	-	33.3%	-
島 根 県 (n=14)	28.6%	21.4%	50.0%	-
岡 山 県 (n=23)	26.1%	8.7%	60.9%	4.3%
広 島 県 (n=22)	50.0%	18.2%	27.3%	4.5%
山 口 県 (n=19)	15.8%	21.1%	63.2%	-
徳 島 県 (n=12)	16.7%	16.7%	66.7%	-
香 川 県 (n=9)	44.4%	-	55.6%	-
高 知 県 (n=7)	-	-	100.0%	-
福 岡 県 (n=19)	63.2%	-	36.8%	-
佐 賀 県 (n=8)	25.0%	12.5%	62.5%	-
長 崎 県 (n=13)	76.9%	7.7%	15.4%	-
熊 本 県 (n=15)	20.0%	20.0%	60.0%	-
大 分 県 (n=16)	31.3%	12.5%	56.3%	-
宮 崎 県 (n=9)	55.6%	-	33.3%	11.1%
鹿 児 島 県 (n=17)	23.5%	5.9%	64.7%	5.9%
沖 縄 県 (n=6)	100.0%	-	-	-
全 国 計 (n=761)	34.0%	12.4%	51.9%	1.7%

医師会名: 医師会

記入者名: 役職:

連絡先電話番号:

《問い合わせ先》

日本医師会地域医療第3課

電話番号:03-3942-8181

Mail:c3@po.med.or.jp

特定健診の電子データ化への対応調査
 ≪調査項目：該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください≫

問 1 健診データを保険者へ電子データ化して提出することになっていますが、対応できない医療機関等のために、どのようなことを考えていますか
※ケースA～Dについては、参考資料をご参照ください

- i. 医師会自身で対応することを検討している(ケースA) →問2へ
- ii. 電子データ化を支援する仕組みを提供されれば医師会でも支援協力したい
→現在想定されるケースとして、該当する場合には○をつけて下さい。
ア. ケースB イ. ケースC ウ. ケースD エ. 未定 →問3へ
- iii. 医師会での対応はしない →問3へ
- iv. 未定 →問3へ
- v. その他() →問3へ

問 2 貴会で検討されている対応の具体的な内容についてご記入ください

例)外部委託の内容、ソフトの導入先、入力作業等の人の確保、入力機器の導入など

問3 電子データ化を支援する業者等がいる場合、直接話しを聞くつもりはありますか

- i. はい ii. いいえ

※ご協力ありがとうございました

問1 健診データを保険者へ電子データ化して提出することになっていますが、対応できない医療機関等のために、どのようなことを考えていますか

	ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	支援協力したいが ケース未定	医師会での 対応はしない	未定	その他
北海道	—	—	—	—	—	—	—	○
青森県	—	—	—	—	○	—	—	—
岩手県	—	—	—	—	—	—	—	○
宮城県	○	—	—	—	—	—	—	—
秋田県	○	—	—	—	—	—	—	—
山形県	—	—	—	—	—	—	○	—
福島県	—	—	—	—	○	—	—	—
茨城県	—	—	—	○	—	—	—	—
栃木県	—	—	—	—	—	○	—	—
群馬県	—	—	○	—	—	—	—	—
千葉県	—	—	—	—	—	—	○	—
東京都	—	—	—	—	—	○	—	—
神奈川県	—	—	—	—	—	○	—	—
新潟県	—	—	—	—	—	○	—	—
富山県	○	—	—	—	—	—	—	—
石川県	○	—	—	—	—	—	—	—
福井県	—	—	○	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	○	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	○	—	—	—	—
静岡県	—	—	—	—	—	—	○	—
愛知県	—	—	—	—	—	—	—	○
三重県	—	—	—	—	—	○	—	—
滋賀県	—	—	—	—	—	—	○	—
京都府	○	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	○	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—	—	○	—	—
奈良県	—	—	—	—	—	—	○	—
和歌山県	—	—	—	—	—	○	—	—
鳥取県	○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	○	—
岡山県	—	—	—	—	—	○	—	—
広島県	—	—	—	○	—	—	—	—
山口県	—	—	—	○	—	—	—	—
徳島県	—	—	—	—	—	○	—	—
香川県	—	—	○	—	—	—	—	—
愛媛県	—	—	—	○	—	—	—	—
高知県	—	—	—	○	—	—	—	—
福岡県	○	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	○	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	○	—
熊本県	—	—	—	—	—	—	○	—
大分県	—	—	—	—	—	—	○	—
宮崎県	—	○	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—	○	—	—
沖縄県	—	—	—	—	—	—	○	—
全国計	9	1	4	6	2	10	10	3
構成比	20.0%	2.2%	8.9%	13.3%	4.4%	22.2%	22.2%	6.7%

問3 電子データ化を支援する業者等がいる場合、直接話を聞かつもりはありますか

	聞かつもりはある	聞かつもりはない
北海道	○	—
青森県	○	—
岩手県	○	—
宮城県	○	—
山形県	○	—
福島県	○	—
茨城県	○	—
栃木県	—	○
群馬県	○	—
千葉県	—	○
東京都	○	—
神奈川県	○	—
新潟県	○	—
富山県	○	—
石川県	—	○
福井県	○	—
山梨県	○	—
長野県	○	—
愛知県	○	—
三重県	—	○
滋賀県	○	—
京都府	—	○
大阪府	○	—
兵庫県	—	○
奈良県	○	—
和歌山県	○	—
鳥取県	○	—
島根県	○	—
岡山県	○	—
広島県	○	—
山口県	○	—
徳島県	○	—
香川県	—	○
愛媛県	—	○
高知県	○	—
福岡県	○	—
佐賀県	—	○
長崎県	○	—
熊本県	—	○
大分県	○	—
宮崎県	○	—
鹿児島県	○	—
沖縄県	—	○
全国計	32	11
構成比	74.4%	25.6%

都道府県： _____ 都・道・府・県

医師会名： _____ 医師会

記入者名： _____ 役職： _____

連絡先電話番号： _____

《問い合わせ先》

日本医師会地域医療第3課

電話番号：03-3942-8181

Mail:c3@po.med.or.jp

特定健診の電子データ化への対応調査
《調査項目：該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください》

問 1 健診データを保険者へ電子データ化して提出することになっていますが、対応できない医療機関等のために、どのようなことを考えていますか
※ケースA～Dについては、参考資料をご参照ください

- i. 医師会自身で対応することを検討している(ケースA) →問 2 へ
- ii. 電子データ化を支援する仕組みを提供されれば医師会でも支援協力したい
→現在想定されるケースとして、該当する場合には○をつけて下さい。
ア. ケースB イ. ケースC ウ. ケースD エ. 未定 →問 3 へ
- iii. 医師会での対応はしない →問 3 へ
- iv. 未定 →問 3 へ
- v. その他(_____) →問 3 へ

問 2 貴会で検討されている対応の具体的な内容についてご記入ください

例)外部委託の内容、ソフトの導入先、入力作業等の人の確保、入力機器の導入など

問 3 貴会管下機関における電子化に対応できない医療機関数はだいたいどのくらいとお考えですか

- i. 把握している (_____)施設
- ii. 把握していない

問 4 電子データ化を支援する業者等がいる場合、直接話しを聞くつもりはありますか

- i. はい
- ii. いいえ

問1 健診データを保険者へ電子データ化して提出することになっていますが、対応できない医療機関等のために、どのようなことを考えていますか

	構成比(都道府県別)							
	ケース A	ケース B	ケース C	ケース D	支援協力したいが ケース未定	医師会での 対応はしない	未定	その他
北海道 (n=42)	4.8%	-	11.9%	2.4%	11.9%	21.4%	47.6%	-
青森県 (n=8)	12.5%	-	-	-	25.0%	37.5%	25.0%	-
岩手県 (n=13)	-	-	7.7%	7.7%	-	46.2%	38.5%	-
宮城県 (n=16)	31.3%	12.5%	-	-	6.3%	31.3%	18.8%	-
秋田県 (n=8)	25.0%	-	-	12.5%	-	12.5%	50.0%	-
山形県 (n=11)	18.2%	-	-	-	-	54.5%	27.3%	-
福島県 (n=16)	-	-	-	6.3%	18.8%	12.5%	62.5%	-
茨城県 (n=19)	5.3%	5.3%	-	5.3%	10.5%	21.1%	52.6%	-
栃木県 (n=10)	-	-	20.0%	-	10.0%	20.0%	50.0%	-
群馬県 (n=13)	38.5%	-	15.4%	7.7%	-	-	30.8%	7.7%
千葉県 (n=18)	22.2%	-	-	-	16.7%	11.1%	38.9%	11.1%
東京都 (n=48)	31.3%	2.1%	-	10.4%	16.7%	8.3%	20.8%	10.4%
神奈川県 (n=17)	17.6%	11.8%	-	-	5.9%	5.9%	52.9%	5.9%
新潟県 (n=15)	-	6.7%	6.7%	-	6.7%	40.0%	26.7%	13.3%
富山県 (n=11)	45.5%	-	-	-	9.1%	9.1%	27.3%	9.1%
山梨県 (n=8)	-	-	-	-	12.5%	37.5%	50.0%	-
岐阜県 (n=14)	14.3%	-	-	-	35.7%	21.4%	28.6%	-
静岡県 (n=23)	30.4%	-	-	-	4.3%	39.1%	17.4%	8.7%
愛知県 (n=26)	34.6%	3.8%	11.5%	-	3.8%	15.4%	19.2%	11.5%
三重県 (n=14)	21.4%	-	7.1%	7.1%	28.6%	-	35.7%	-
滋賀県 (n=9)	-	-	-	-	-	-	100.0%	-
京都府 (n=15)	26.7%	-	6.7%	-	-	20.0%	26.7%	20.0%
大阪府 (n=50)	-	-	-	-	2.0%	94.0%	4.0%	-
兵庫県 (n=32)	21.9%	6.3%	-	9.4%	9.4%	18.8%	31.3%	3.1%
奈良県 (n=12)	25.0%	-	-	-	8.3%	16.7%	50.0%	-
和歌山県 (n=11)	9.1%	-	-	-	-	63.6%	27.3%	-
鳥取県 (n=3)	66.7%	-	-	-	-	-	-	33.3%
島根県 (n=13)	15.4%	-	-	7.7%	7.7%	15.4%	53.8%	-
岡山県 (n=22)	18.2%	-	4.5%	13.6%	4.5%	22.7%	27.3%	9.1%
広島県 (n=20)	25.0%	-	15.0%	5.0%	5.0%	10.0%	40.0%	-
山口県 (n=18)	16.7%	-	-	22.2%	16.7%	11.1%	22.2%	11.1%
徳島県 (n=12)	-	-	-	8.3%	-	41.7%	50.0%	-
香川県 (n=8)	-	-	-	75.0%	12.5%	12.5%	-	-
高知県 (n=7)	-	-	-	100.0%	-	-	-	-
福岡県 (n=20)	45.0%	10.0%	-	10.0%	5.0%	20.0%	5.0%	5.0%
佐賀県 (n=7)	85.7%	-	-	-	-	-	14.3%	-
長崎県 (n=13)	23.1%	-	-	15.4%	7.7%	23.1%	30.8%	-
熊本県 (n=15)	46.7%	-	-	-	-	13.3%	40.0%	-
大分県 (n=16)	25.0%	-	-	6.3%	12.5%	25.0%	31.3%	-
宮崎県 (n=9)	33.3%	11.1%	-	11.1%	11.1%	-	33.3%	-
鹿児島県 (n=16)	12.5%	-	-	6.3%	6.3%	25.0%	43.8%	6.3%
沖縄県 (n=7)	57.1%	-	-	-	-	14.3%	28.6%	-
全国計 (n=685)	19.7%	1.9%	2.9%	6.6%	8.5%	25.0%	31.4%	4.1%

問 3 貴会管下機関における電子化に対応できない医療機関数はだいたいどのくらいとお考えですか

	構成比(都道府県別)	
	把握している	把握していない
北海道 (n=44)	13.6%	86.4%
青森県 (n=8)	37.5%	62.5%
岩手県 (n=14)	7.1%	92.9%
宮城県 (n=15)	6.7%	93.3%
秋田県 (n=8)	12.5%	87.5%
山形県 (n=11)	9.1%	90.9%
福島県 (n=16)	12.5%	87.5%
茨城県 (n=19)	21.1%	78.9%
栃木県 (n=10)	-	100.0%
群馬県 (n=11)	9.1%	90.9%
千葉県 (n=19)	5.3%	94.7%
東京都 (n=50)	10.0%	90.0%
神奈川県 (n=17)	23.5%	76.5%
新潟県 (n=15)	-	100.0%
富山県 (n=10)	10.0%	90.0%
山梨県 (n=10)	10.0%	90.0%
岐阜県 (n=12)	16.7%	83.3%
静岡県 (n=21)	23.8%	76.2%
愛知県 (n=22)	22.7%	77.3%
三重県 (n=13)	7.7%	92.3%
滋賀県 (n=9)	11.1%	88.9%
京都府 (n=14)	7.1%	92.9%
大阪府 (n=50)	82.0%	18.0%
兵庫県 (n=32)	18.8%	81.3%
奈良県 (n=11)	-	100.0%
和歌山県 (n=11)	81.8%	18.2%
鳥取県 (n=3)	33.3%	66.7%
島根県 (n=14)	21.4%	78.6%
岡山県 (n=22)	31.8%	68.2%
広島県 (n=20)	45.0%	55.0%
山口県 (n=16)	18.8%	81.3%
徳島県 (n=12)	-	100.0%
香川県 (n=9)	33.3%	66.7%
高知県 (n=7)	-	100.0%
福岡県 (n=20)	25.0%	75.0%
佐賀県 (n=7)	-	100.0%
長崎県 (n=13)	30.8%	69.2%
熊本県 (n=14)	42.9%	57.1%
大分県 (n=15)	6.7%	93.3%
宮崎県 (n=8)	-	100.0%
鹿児島県 (n=15)	33.3%	66.7%
沖縄県 (n=6)	-	100.0%
全国計 (n=673)	22.3%	77.7%

問 4 電子データ化を支援する業者等がいる場合、直接話を聞かつもりはありますか

	構成比(都道府県別)	
	聞かつもりはある	聞かつもりはない
北海道 (n=40)	65.0%	35.0%
青森県 (n=9)	55.6%	44.4%
岩手県 (n=14)	50.0%	50.0%
宮城県 (n=14)	42.9%	57.1%
秋田県 (n=7)	71.4%	28.6%
山形県 (n=10)	60.0%	40.0%
福島県 (n=14)	71.4%	28.6%
茨城県 (n=16)	62.5%	37.5%
栃木県 (n=10)	70.0%	30.0%
群馬県 (n=11)	63.6%	36.4%
千葉県 (n=20)	65.0%	35.0%
東京都 (n=46)	80.4%	19.6%
神奈川県 (n=18)	66.7%	33.3%
新潟県 (n=13)	69.2%	30.8%
富山県 (n=9)	77.8%	22.2%
山梨県 (n=10)	40.0%	60.0%
岐阜県 (n=13)	92.3%	7.7%
静岡県 (n=23)	52.2%	47.8%
愛知県 (n=21)	47.6%	52.4%
三重県 (n=12)	91.7%	8.3%
滋賀県 (n=9)	88.9%	11.1%
京都府 (n=13)	7.7%	92.3%
大阪府 (n=49)	6.1%	93.9%
兵庫県 (n=32)	65.6%	34.4%
奈良県 (n=12)	33.3%	66.7%
和歌山県 (n=11)	45.5%	54.5%
鳥取県 (n=3)	66.7%	33.3%
島根県 (n=11)	63.6%	36.4%
岡山県 (n=22)	77.3%	22.7%
広島県 (n=19)	73.7%	26.3%
山口県 (n=18)	55.6%	44.4%
徳島県 (n=9)	100.0%	-
香川県 (n=9)	77.8%	22.2%
福岡県 (n=19)	63.2%	36.8%
佐賀県 (n=6)	33.3%	66.7%
長崎県 (n=13)	76.9%	23.1%
熊本県 (n=13)	69.2%	30.8%
大分県 (n=15)	80.0%	20.0%
宮崎県 (n=8)	87.5%	12.5%
鹿児島県 (n=14)	78.6%	21.4%
沖縄県 (n=4)	50.0%	50.0%
全国計 (n=639)	60.9%	39.1%